第13章　要綱、要領等

１．開発許可申請等の手続要綱　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 133

２．開発許可等に係る事務処理要領　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 200

３．都市計画法の大規模開発に関する要綱　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 239

４．工事完了検査事務処理要領　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 247

５．違反開発行為等事務処理要領　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 264

６．福島県都市計画法第34条第11号に基づく区域指定等に係る運用方針　・・・・・・・・・・・ 295

１．開発許可申請等の手続要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、都市計画法（以下「法」という。）、都市計画法施行令（以下「令」という。）及び都市計画法施行規則（以下「規則」という。）の施行に際し、開発許可申請等の手続事務に係る必要な事項を定めるものとする。

（提出先）

第２条　この要綱に定める申請書、届出書等の提出先は、福島県都市計画法施行条例第８条各号に規定する申請書等については、当該行為の目的となる区域の存する市町村とし、当該区域が複数の市町村にまたがる場合は、当該区域の主たる面積を管轄する市町村とする。

その他の申請書等については、当該行為の目的となる区域を管轄する建設事務所とする。

２　申請書等の宛て先は、「福島県事務委任規則」の規定による権限区分に応じ定めるものとするほか、当該規則によることができない届出書等については、別に定めるものを除き、建設事務所長とする。

３　申請書及び協議書の提出部数は、別に定めるものを除き、許可権者等が知事であるものについては正本１部及び副本２部、許可権者等が建設事務所長となるものについては正本１部及び副本１部とする。ただし、対象となる区域が複数の市町村にまたがる場合の副本の数は、対象となる市町村の数に１を加えた部数とする。

４　届出書の提出部数は、別に定めるものを除き、正本１部及び副本１部とする。ただし、対象となる区域が複数の市町村にまたがる場合の副本の数は、対象となる市町村の数に１を加えた部数とする。

（市街化調整区域における開発行為等に係る事前協議）

第３条　市街化調整区域において、開発行為又は建築等をしようとする者は、許可申請前に当該開発行為等が法第 34 条第 14 号又は令第 36 条第１項第３号ホに該当していることの確認を、市街化調整区域における開発行為等事前協議書（様式１）に必要な図書を添付し、建設事務所長、会津若松市長、須賀川市長又は伊達市長を経由して知事に求めることができる。

（開発許可申請）

第４条　法第 29 条第１項又は第２項の規定による開発許可の申請をしようとする者は、開発許可申請書（様式２）に必要な書類（様式３～14、別表１）、図書（別表２）及びその他許可権者が必要とする書類を添付して提出しなければならない。

（開発行為の協議）

第４条の２　法第 34 条の２の規定による開発行為の協議をしようとする者は、開発行為協議書（様式２の２）に必要な書類（様式３～６、９、10、別表１）、図書（別表２）及びその他許可権者が必要とする書類を添付して提出しなければならない。

（宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を要する規模の開発行為を行う場合の申請）

第４条の３　法第 29 条第１項又は第２項の規定による開発許可の申請、若しくは法第 34 条の２の規定による開発行為の協議をしようとする者は、当該許可申請等に係る工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第１項又は第 30 条第１項の許可を要する規模のものである場合は、それぞれ前二条で定める書類の他、宅地造成及び特定盛土等に関する概要書（様式２の３）を提出しなければならない。

（工事着手届）

第５条　開発許可を受けた者が当該許可に係る工事に着手したときは、工事着手届出書（様式 15）に主要な工

事の工程表を添付して、建設事務所長に１部提出しなければならない。

（開発標識の掲出）

第６条　開発許可(法第 34 条の２の規定による協議が成立することをもって開発許可があったものとみなす場合を含む。）を受けた者は、当該開発区域内の見やすい所へ開発標識を工事開始時から終了までの間掲示しておかなければならない。

（災害等発生届）

第７条　開発許可を受けた者は、工事施行にあたって災害等が発生したときは、災害等発生届（様式 16）に次の書類を添付して、建設事務所長に１部提出しなければならない。

一、現況図

二、現況写真

三、状況を把握するのに必要な図書

（報告書）

第８条　開発許可を受けた者は、工事施行中、当初の予想と著しく相違した土質地盤に遭遇したときは、予想外地盤報告書（様式 17）に次の書類を添付して、建設事務所長に１部提出しなければならない。

一、現況図

二、造成計画平面図等状況を把握するのに必要な図書

（工事施行状況）

第９条　開発許可を受けた者は、工事の施行状況について写真、資料等を常に整備し、建設事務所長より指示のあった場合又は必要に応じて報告を行わなければならない。

（既存権利の届出）

第 10 条　法第 34 条第 13 号の規定による既存の権利を届出ようとする者は、既存の権利者の届出書（様式 18）に次の書類を添付して、建設事務所長に１部提出しなければならない。

一、土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を証する書類

二、農地である場合は、農地転用許可書の写

（変更許可申請）

第 11 条　法第 35 条の２第１項の規定による開発行為の変更許可の申請をしようとする者は、開発行為変更許可申請書（様式 19）に次の書類を添付して提出しなければならない。

一、変更前後対照表（様式 20）

二、工事の施行状況を記載した図書

三、変更に係る新旧対照図及び必要となる図書

（開発行為の変更協議）

第 11 条の２　法第 35 条の２第４項で準用する法第 34 条の２第１項の規定による開発行為の変更の協議をしよう　とする者は、開発行為変更協議書（様式 19 の 2）に次の書類を添付して提出しなければならない。

一、変更前後対照表（様式 20）

二、工事の施行状況を記載した図書

三、変更に係る新旧対照図及び必要となる図書

（変更届）

第 12 条　法第 35 条の２第３項の規定による軽微な変更を届出ようとする者は、遅滞なく開発行為変更届出書（様式 21）に必要となる設計図書を添付して提出しなければならない。

（工事完了届）

第 13 条　法第 36 条第１項の規定による開発許可に関する工事又は公共施設に関する工事を完了したときは、工事完了届出書（様式 22）又は公共施設工事完了届出書（様式 23）に次の書類を添付して提出しなければならない。

一、工事完了届出書

ア　工事完了図（出来高図）

イ　地積測量図

ウ　写真（工事施行前後及び工事施行中のもの）

二、公共施設工事完了届出書

ア　公共施設工事完了図（出来高図）

イ　新旧公共施設地積測量図

ウ　写真（工事施行前後及び工事施行中のもの）

（工事完了前の建築等承認申請）

第 14 条　法第 37 条第１号の規定による工事完了公告前の建築等の承認申請をしようとする者は、工事完了公告前の建築等承認申請書（様式 24）に次の書類を添付して、建設事務所長に１部提出しなければならない。

一、現況図又は現況写真

二、建物配置図及び建築物立平面図

（工事廃止届）

第 15 条　法第 38 条の規定による開発行為に関する工事の廃止を届出ようとする者は、開発行為に関する工事の廃止届出書（様式 25）に次の書類を添付して提出しなければならない。

一、工事を廃止した理由書

二、廃止時における当該土地の状況を表した図書

三、廃止に伴う措置状況を表した図書

（公共施設の費用負担協議）

第 16 条　法第 40 条第３項の規定による市街化区域内の主要公共施設の帰属に係る費用負担を県に求めようとする者は、工事完了公告の日から３ヶ月以内に、費用負担の協議申請書（様式 26）を、知事に１部提出しなければならない。

（建築物の特例許可申請）

第 17 条　法第 41 条第２項ただし書の規定による建築物の形態制限の解除の申請をしようとする者は、建築物の特例許可申請書（様式 27）に次の書類を添付して提出しなければならない。

一、建築しなければならない理由書

二、付近見取図

三、現況図又は現況写真

四、建物配置図及び建築物立平面図

（予定建築物以外の建築等許可申請）

第 18 条　法第 42 条第１項ただし書の規定による予定建築物以外の建築等の許可を申請しようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書（様式 28）に次の書類を添付して提出しなければならない。

一、建築しなければならない理由書

二、付近見取図

三、現況図又は現況写真

四、建物配置図及び建築物立平面図

第 19 条　国は、法第 42 条第２項の規定による協議を行うときは、予定建築物以外の建築等協議書（様式 29）に前条の書類を添付して、建設事務所長に１部提出するものとする。

（市街化調整区域における建築等許可申請）

第 20 条　法第 43 条第１項の規定による建築許可の申請をしようとする者は、市街化調整区域における建築等許可申請書（様式 30）に次の書類を添付して提出しなければならない。

一、付近見取図

二、敷地現況図

三、土地の登記事項証明書及び公図の写

四、令第 36 条に該当することを表す書類

五、土地利用計画図

六、建物配置図及び建築物立平面図

七、土地の登記事項証明書によって建築に関する権原を有することを証明できないときは、当該権原を有すること又は取得見込みであることを証する書類。

２　令第 36 条第１項第３号ホに該当する場合には、前項に定めるもののほか、次の書類を添付しなければならない。

一、位置図（作成方法は開発区域位置図に準ずること）

二、区域図（作成方法は開発区域区域図に準ずること）

（市街化調整区域における建築等の協議）

第 20 条の２　法第 43 条第３項の規定による協議をしようとする者は、市街化調整区域における建築等協議書（様式 30 の 2）に次の書類を添付して提出しなければならない。

一、付近見取図

二、敷地現況図

三、土地の登記事項証明書及び公図の写

四、令第 36 条に該当することを表す書類

五、土地利用計画図

六、建物配置図及び建築物立平面図

七、土地の登記事項証明書によって建築に関する権原を有することを証明できないときは、当該権原を有すること又は取得見込みであることを証する書類。

（建築標識の掲出）

第 21 条　法第 43 条第１項の規定による建築許可(法第 43 条第３項の規定による協議が成立することをもって建築許可があったものとみなす場合を含む。）を受けた者は、建築現場の見やすい場所に建築標識を当該工事に着手する日から完了するまでの間掲示しておかなければならない。

（特定承継の承認申請）

第 22 条　法第 45 条の規定による地位の承継の承認申請をしようとする者は、地位の承継承認申請書（様式 31）に次の書類を添付して提出しなければならない。

一、土地の所有権、工事施行に関する権原を取得したことを証する書類

二、承継人が法人の場合には、法人の登記事項証明書

三、承継人の資力信用調書（様式７）　（自己居住用及び 1ha 未満の自己業務用を除く）
四、承継人の納税証明書　（　〃　）

（開発登録簿写の交付申請）

第 23 条　法第 47 条第５項の規定による開発登録簿の写の交付を求めようとする者は、開発登録簿写の交付申請書（様式 32）を、建設事務所長に１部提出しなければならない。

（開発行為又は建築行為に関する証明）

第 24 条　規則第 60 条の規定による証明書の交付を求めようとする者は、開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書（様式 33）に建築確認申請書の写及び都市計画法の規定に適合していることを表す書類を添付し、建設事務所長に１部提出しなければならない。

（手数料）

第 25 条　開発許可等の申請をしようとする者は､福島県都市計画法施行条例第７条第１項に定める額の手数料を納付しなければならない。

２　前項の手数料の納付は、申請書に福島県収入証紙を貼付する方法又は建設事務所の窓口においてキャッシュレス決済による方法により行うものとする。

附　則

この要綱は、昭和 62 年 10 月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成 13 年５月 18 日から施行する。

２　この要綱の施行の際現にされている改正前の開発許可申請等の手続要綱第３条、第４条第１項及び第２項に規定する協議書については、なお、従前の例による。

附　則

１　この要綱は、平成 14 年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現にされている改正前の開発許可申請等の手続要綱第３条、第４条第１項に規定する協議書については、なお、従前の例による。

附　則

１　この要綱は、平成 17 年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現にされている改正前の開発許可申請等の手続要綱第３条に規定する事前協議及び第４条規定する申請については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成 19 年 11 月 30 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年７月３日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年１月７日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年８月 20 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年 11 月１日から施行する。

（別表１）　法第 34 条各号に関する申請に必要な書類

号番	対象となる開発行為	書　類　等　名
１号	日常生活のために必要な物品の販売、加工、修理等を営む店舗等	①日常生活に必要な店舗等の建築に関する申立書 ②周辺建築物用途別現況図（半径１km の範囲のもの。ただし、自動車修理工場等必要な場合においては、半径２km の範囲のもの。） ③事業計画書 ④販売、加工、修理等の業務の内容(商品名、作業内容、規模、計画する販売対象区域等）を説明する書類 ⑤営業を実施する旨の誓約書
	主として周辺地域において居住している者の利用に供する公益上必要な建築物	（社会福祉施設） ①立地を予定している地域の需要を考慮した規模であることを明示した事業計画書 ②位置図（市街化区域から道程でおおむね１km 以上で、半径５００m の円　内に概ね５０戸以上の人家が存する既存集落(以下「既存集落」という）　の範囲内、又は既存集落の外縁からおおむね１km 以内にあり、幅員６m　の公道に接続していることを証するもの。） ③設置及び運営が厚生労働省の定める基準に適合していることを証する書類 ④市町村の土地利用方針の観点から支障がない旨の市町村長の意見書 ⑤入所系施設にあっては、主として当該開発区域周辺の市街化調整区域に居住している者、その家族及び親族が入所するためであることを証する書類 （医療施設） ①事業計画書 ②位置図（既存集落の範囲内、又は既存集落の外縁からおおむね１km 以内にあり、幅員６m の公道に接続していることを証するもの。） ③市町村の土地利用方針の観点から支障がない旨の市町村長の意見書 （学校） ①事業計画書 ②位置図(既存集落の範囲及び幅員６m の公道に接続していることを証するもの。） ③市町村の土地利用方針の観点から支障がない旨の市町村長の意見書 ④主として当該開発区域周辺の市街化調整区域に居住している者が利用するものであることを証する書類

2号	鉱物資源、観光資源等の有効な利用上必要な建築物	（鉱物資源等） ①事業計画書(利用目的、利用方法、利用対象等) ②資源の埋蔵、分布等の状況を示す図面 ③採掘権等を証する書類の写 （観光資源・その他の資源） ①事業計画書(利用目的、利用方法、利用対象等) ②観光資源等との位置関係を表した書類
4号	農林漁業用施設、農林水産物の処理、貯蔵、加工に必要な建築物等	①事業計画書（利用目的、利用方法、利用対象等） ②生産地との関係及び取扱量に関する説明書類
5号	農林漁業等活性化基盤施設である建築物等	農林漁業等活性化基盤施設であることを説明する書類
6号	中小企業の事業協同化、集団化のための建築物等	①事業計画書 ②全体計画図 ③組合結成の状況を説明する書類
7号	既存の工場と密接な関連を有する建築物等	①事業計画書 ②既存工場及び申請工場に関する調書(業種、業態、工程、原料、製品名) ③両工場の作業工程､取引高等の関連の説明書類 ④両工場間の取引高及び全体との比率に関する調書 ⑤原料､製品等の輸送計画等を説明する書類
8号	危険物の貯蔵、処理に供する建築物等	①事業計画書 ②周辺建築物用途別現況図（半径 500m以内のもの） ③火薬の種類、数量の調書 ④火薬取締法による許可書の写
8号の2	災害区域等内の建築物等に代わるべき建築物等	①移転前後の位置を表示した画面 ②移転対象物件の従前地における配置図 ③移転(拡張)前後対照表(様式 13)
9号	特殊な建築物	①事業計画書 ②周辺建築物用途別現況図(半径 500ｍの範囲のもの) ③沿道サービス施設にあっては、沿道サービス施設の建築に関する申立書 ④火薬類製造所にあっては、火薬類取締法による許可書の写
10号	地区計画又は集落地区計画区域内の開発行為	地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合することを説明する書類

11 号	市街化区域に近隣接する地域内の開発行為	区域指定及び地区計画の内容を説明する書類
12 号	条例で定める開発行為	（分家住宅） ①分家に関する申立書(様式 11) ②申請人と贈与者等との親族関係を証する書類（戸籍謄本） ③住宅等を所有していないことを証する書類（資産証明書等） ④市街化調整区域に決定される前に土地を所有していたことを証する書類（土地登記事項証明書） ⑤本家たる贈与者が市街化調整区域に決定される以前から当該地域に生活の本拠を有することを証する書類（住民票等） ⑥贈与者が市街化区域内に贈与できる土地を所有していないことを証する書類（固定資産税名寄帳の写等） ⑦専用住宅以外にしない旨の申立書
		（市街化調整区域に存する建築物等の収用移転） ①公共事業による建物等移転証明書(様式 12) ②事業実施計画平面図 ③移転前後の位置を表示した図面 ④移転対象物件の従前地における配置図 ⑤移転(拡張)前後対照表(様式 13) ⑥敷地、予定建築物の規模が同程度を超える場合は、その理由書
		（集会所等） ①地区集会所建設事業計画書(様式 14) ②集会所の管理運営規定 ③市町村が補助する旨を証する書類（やむを得ない理由により補助できない場合は、この旨を記した市町村長名の文書） ④利用対象者の分布を示した図書
13 号	既存権利行使のための建築物等	①届出受理証の写 ②自己の居住又は業務の用に供する建築物等である旨の念書 ③５年以内に開発行為を完了する旨の念書 ④申請者の職業に関する書類(業務用の場合) ⑤既存の権利を証する書類
14 号	知事があらかじめ開発審査会の議を経た開発行為	
	①収用対象事業の施行による移転	①公共事業による建物等移転証明書(様式 12) ②事業実施計画平面図

	③移転前後の位置を表示した図面 ④移転対象物件の従前地における配置図 ⑤移転(拡張)前後対照表(様式 13) ⑥敷地、予定建築物の規模が同程度を超える場合は、その理由書
②社寺、仏閣、納骨堂等	①宗教法人であることを証する書類（法人登記事項証明書） ②檀家、氏子等の分布を示した図書
③既存事業に従事する者の住宅、寮等	①住宅、寮等を必要とする旨の申立書 ②事業所と申請地の位置を示した図面
④敷地の拡張	①拡張前後の敷地の範囲を表示した図面 ②敷地を拡張しなければならない理由書 ③移転（拡張）前後対照表(様式 13)
⑤有料老人ホーム	①「有料老人ホームの設置運営指導指針」における基準に適合している旨の証明 ②管理運営規定 ③市町村長が承認した旨の証明 ④市街化区域に立地することが困難又は不適当である旨の理由書
⑥既存集落内における自己用住宅	①市街化調整区域に決定される前に申請人が当該土地を所有していたことを証する書類(土地登記事項証明書等) ②申請人が市街化区域内に土地を所有していないことを証する書類 ③建築しようとする事情に係る申立書 ④申請人が住宅を所有していないことを証する書類(資産証明書等) ⑤既存集落の範囲及び主要な公共、公益施設の配置を示した図面 ⑥一体的な日常生活圏を構成している旨の市町村長の意見書
⑦大規模既存集落内における自己用住宅等	①大規模既存集落内に申請地等がある旨を表示した図面 ②公営住宅以外にあっては、線引き以前より居住している旨の証明（住民票等） ③自己用住宅にあっては、現在住居等を所有していないことを証する書類(資産証明書等）及び住宅を建築しなければならない理由書 ④分家住宅にあっては以下の書類 ・分家に関する申立書(様式 11) ・申請人と贈与者等との親族関係を証する書類（戸籍謄本） ・住宅等を所有していないことを証する書類（資産証明書等） ・贈与者が市街化区域内に贈与できる土地を所有していないことを証する書類（固定資産税名寄帳の写等） ・専用住宅以外にしない旨の申立書

	⑤小規模な工場等にあっては、新規に事業を営む理由書 ⑥公営住宅にあっては、入居対象者の範囲を記した計画書
⑧地域振興を図る市町村における技術先端型業種工場	①製造品の内容を説明する資料 ②市街化区域に適地がないことを説明する書類 ③市街化調整区域に立地する必要があることを説明する書類 ④周辺の土地利用と調和が図られ、かつ、将来の市街化形成に際して支障とならない旨の市町村長の意見書
⑨指定沿道等における大規模流通業務施設	①指定区域内に申請地がある旨を表示した図面 ②市街化区域に適地がないことを説明する書類
⑩介護老人保健施設	①申請地に近接する協力病院の位置を示した図面 ②立地を予定している地域の要介護老人数等を踏まえて見込まれるその地域の需要を考慮した規模であることを明示した事業計画書 ③市街化区域に適地がないことを説明する書類 ④周辺の土地利用計画と調和が図られ、かつ、将来の計画的な市街地形成に支障とならない旨の市町村長の意見書
⑪既存の権利を期限内に行使できなかった者に係る自己用住宅	①届出受理証の写 ②既存の権利を期限内に行使できなかったことに関する理由及び経過を記載した書類
⑫農家住宅から一般専用住宅への用途変更	①廃業するやむを得ない理由書 ②その他知事が必要と認める書類
⑬農家民宿	①事業計画書 ②農林事務所長(又は水産事務所長）の発行する農林漁業体験民宿業の確認書
⑭災害危険区域等に存する建築等の移転	①事業施行者の発行する証明書又は行政庁の発する勧告書、命令書等の写し ②移転前後の位置を表示した画面 ③移転対象物件の従前地における配置図 ④移転(拡張)前後対照表(様式 13)
⑮公共公益施設 （社会福祉施設）	①近隣に存する医療施設、社会福祉施設等と連携することが必要であること等、立地する理由を明示した事業計画書

	②市街化区域に適地がないことを説明する書類 ③設置及び運営が厚生労働省の定める基準に適合していることを証する書類 ④市町村の福祉施策の観点から支障がない旨の市町村長の意見書 ⑤当該市町村の土地利用計画に照らし支障がない旨の市町村長の意見書
（医療施設）	①申請地に立地する理由を明示した事業計画書 ②設置及び運営が厚生労働省の定める基準に適合していることを証する書類 ③市町村の医療施策の観点から支障がない旨の市町村長の意見書 ④当該市町村の土地利用計画に照らし支障がない旨の市町村長の意見書
（学校）	①申請地に立地する理由を明示した事業計画書 ②市街化区域に適地がないことを説明する書類 ③市町村の文教施策の観点から支障がない旨の市町村長の意見書 ④当該市町村の土地利用計画に照らし支障がない旨の市町村長の意見書
⑯東日本大震災等激甚災害における被災建築物の移転	①移転前の建築物が全壊又は半壊した旨の罹災証明書 ②申請地に移転せざるを得ない事由が分かる書類 ③事業実施計画平面図 ④移転前後の位置を表示した図面 ⑤移転対象物件の従前地における配置図 ⑥移転(拡張)前後対照表(様式 13) ⑦敷地、予定建築物の規模が同程度を超える場合は、その理由書
⑰既存の建築物の用途変更	①申請建築物が相当期間適法に使用されたことを証する書類 ②相当期間適法に使用されていない場合は、やむを得ない事情を説明する書類 ③使用主体を変更する場合は、譲受人が住宅又は住宅を建築可能な土地を有していないことを証する書類 ④賃貸住宅へ用途変更する場合は、事業計画書 ⑤その他、土地、建築物に関する図面一式
⑱農産物直売所	①事業計画書 ②市街化調整区域内で農林漁業を行う団体であることを証する書類
⑲太陽光発電設備又は風力発電機の付属施設	①事業計画書 ②当該施設が事業を行うために必要不可欠であることを説明する書類
⑳地域コミュニティの維持・再生に資する空家の用途変更	①当該空家を住宅の用に供しないことにやむを得ない事情があることが分かる書類 ②相当期間適法に使用されていない場合は、以下のいずれかの書類 a. 空家等対策の推進に関する特別措置法第７条第３項に定める空家等

		活用促進区域内であることが分かる書類 b.市町村が運営する空家バンクに登録されていることが分かる書類 c.行政からの補助金等の支援があることが分かる書類 ③地域コミュニティの維持・再生等に資するものである旨の当該地域の区長等からの意見書 ④当該市町村の土地利用計画に照らし支障がない旨の市町村長の意見書
	㉑対象が市街化調整区域に存する研究施設	市街化調整区域に建築しなければ、研究対象の特性により目的を達成しえない研究施設であることを説明する書類
	㉒土地区画整理事業の施行後の土地における建築物	換地処分を了した旨を証する書類（換地処分通知書）
	㉓自然的土地利用と調和のとれたレクリエーション施設	①レクリエーション施設の用途等を記載した事業計画書等 ②建築物の配置を表示した図面 ③当該開発区域を管轄する市町村の観光、都市計画の観点から支障がない旨の市町村の意見書 ④宿泊施設を建築する場合は、周辺状況、必要性等を説明する書類 ⑤自然休養村整備事業によるときは、当該事業による旨の証明書

（別表２）

開発許可申請添付図書一覧

Ａ　自己用住宅

Ｂ　自己業務用（建築物等）

Ｃ　その他の建築物等

〈書　面〉

（※印は様式の定められているもの）

△は１ha 以上の場合に必要

添付順序	図書の名称	法　令	明示すべき事項	注　意　事　項	A	B	C
1	開発許可申請書（※）	法 - 30 規則 - 15	①申請者等の電話番号を記入すること ②他の法令による許認可等を要する場合には、その手続状況を記入すること	・宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第１項又は第 30 条第１項の許可を要する規模の場合、「宅地造成及び特定盛土等に関する概要書」を添付すること	○	○	○
2	設計説明書（※）	規則 - 16 - 2	（開発の目的、必要性等を簡述すること）	・工区に分割したときは工区別の内訳表を作成すること	×	○	○
3	法第 34 条各号に該当することを表す書類	規則 - 15 - (3)		・市街化調整区域内の開発許可申請時に必要	○	○	○
4	開発行為同意書 ①公図の写 ②土地の登記事項証明書 ③同意書（※）	規則 - 17 - 1 - (3)	①開発区域を朱線で明示すること ②権利の種別 （所有権、地上権、地役権、抵当権、賃貸権等）	・備付法務局名、方位、縮尺、転写月日を明記し転写者が記名すること ・開発区域若しくは開発行為に関する工事をしようとする土地又は建築物等につき権利を有する者の同意を得ること ・同意者の印鑑証明書を添付すること	○	○	○
5	公共施設管理者の同意書（※）	法 - 30 - 2		・開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意を得ること （例：道路管理者、河川管理者、農業用水路管理者等）	○	○	○

添付順序	図書の名称	法　令	明示すべき事項	注　意　事　項	A	B	C
6	公共施設管理予定者との協議書（※）	法 - 30 - 2		・新たに設置される公共施設を管理することとなる者と協議すること（上記の外 20ha 以上の開発行為については、義務教育施設の設置義務者、水道事業者、40ha 以上にあっては一般電気事業者、ガス事業者、地方鉄道事業者、軌道経営者と協議すること）	○	○	○
7	設計者の資格に関する申告書（※）	規則 - 17 - 1 - (4)	規則 - 19 - 1 各号の資格要件を満たすこと	・最終学校卒業証明書 ・資格を証する書類の写し等を添付すること	△注1	△注1	△注1
8	資金計画書（※）	規則 - 15 - (4)		・預金残高証明書 ・融資証明書等を添付すること	×注2	△注2	○
9	申請者の資力信用調書（※）	法 - 33 - 1 - (12)		・登記事項証明書（法人の場合） ・住民票の写し又は個人番号カードの写し等(個人の場合) ・納税証明書（法人税又は所得税及び事業税） ・暴力団員等に該当しないことの誓約書を添付すること	×注2	△注2	○
10	工事施行者の工事能力調書（※）	法 - 33 - 1 - (13)		・登記事項証明書 ・建設業許可証明書又は建設業許可書の写しを添付すること	×注2	△注2	○

注１）添付順序７の図書については、許可申請等に係る開発行為が宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第１項又は第 30 条第１項の許可を要する規模のものであり、かつ、「高さが５ｍを超える擁壁の設置」若しくは「盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 ㎡を超える土地における排水施設の設置」をする場合は、１ha 未満の場合であっても提出が必要となります。その場合、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 22 条で規定する資格要件を満たすことを証する書類が必要となります。

注２）添付順序８～10 の図書については、許可申請等に係る開発行為が宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第１項又は第 30 条第１項の許可を要する規模のものである場合は、Ａ又はＢ（１ha 未満）の場合であっても提出が必要となります。

〈図　面　等〉

添付順序	図書の名称	縮尺	法令	明示すべき事項	注意事項	A	B	C
1	開発区域位置図	1/50,000以上	規則-17-1-(1) 規則-17-2	①開発区域の位置 ②主要交通機関からの経路、名称 ③主要道路の名称 ④排水先の河川への経路、名称 ⑤周辺の都市施設	・1/25,000の都市計画総括図のある区域はそれによること	○	○	○
2	開発区域区域図	1/2,500以上	規則-17-1-(2) 規則-17-3	①開発区域、都道府県界、市町村界、町又は字界、都市計画区域界 ②土地の地番及び形状	・1/2,500の都市計画図のある区域はそれによること ・開発区域は朱線で明示すること(以下の図面も同じ)	○	○	○
3	現況図	1/2,500以上	規則-16-4	①地形（標高差を示す等高線、建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状） ②開発区域の境界 ③開発区域及び開発区域の周辺の公共施設（道路、公園、緑地、広場、河川、水路、取水施設その他公共施設並びに官公署、文教施設その他公益施設の位置及び形状、道路の幅員、道路交差点の地盤高、河川又は水路の幅員） ④令第28条の2第1号に規定する樹木又は樹木の集団の状況（位置） ⑤令第28条の2第2号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の状況（位置）	・等高線は２ｍの標高差を示すものであること ・樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあっては､規模が １ｈａ以上の開発行為について記載すること	○	○	○
4	求積図	1/500以上		①開発区域求積図 ②新旧公共施設求積図 ③区画割求積図	・求積方法は三斜法等として算式も明示すること	○	○	○

添付順序	図書の名称	縮尺	法令	明示すべき事項	注意事項	A	B	C
5	土地利用計画図	1/1,000以上	規則-16-4	①開発区域の境界 ②公共施設の位置及び形状（公園、緑地、広場の位置、形状面積、出入口及びさく又はへいの位置、開発区域外の道路の位置、形状及び幅員、排水施設の位置、形状及び水の流れの方向、都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称、消防水利、河川その他の公共施設の位置及び形状、遊水池（調整池）の位置及び形状（多目的利用の場合にあっては、専用部分と多目的利用の区分） ③予定建築物等の敷地の形状及び面積 ④敷地に係る予定建築物等の用途 ⑤公益的施設の敷地の位置、形状、名称及び面積 ⑥樹木又は樹木の集団の位置 ⑦緩衝帯の位置、形状及び幅員 ⑧法面(がけを含む。)の位置及び形状、擁壁の位置及び種類	・凡例毎に着色するのが望ましい	○	○	○
6	造成計画平面図	1/1,000以上	規則-16-4	①開発区域の境界 ②切土又は盛土をする土地の部分 ③擁壁の位置、種類及び高さ、法面（がけを含む。）の位置及び形状 ④道路の中心線、延長、幅員、勾配及び交差点の計画高 ⑤遊水池（調整池）の位置及び形状 ⑥予定建築物等の敷地の形状及び計画高	・切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときはその部分を図示すること ・現況図を利用して作成すること	○	○	○
7	造成計画断面図	1/1,000以上	規則-16-4	①開発区域の境界 ②切土又は盛土をする前後の地盤面 ③計画地盤高	・高低差の著しい箇所について作成すること	○	○	○

添付順序	図書の名称	縮尺	法令	明示すべき事項	注意事項	A	B	C
8	がけの断面図	1/50以上	規則-16-4	①がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が２以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ） ②切土又は盛土をする前の地盤面 ③小段の位置及び幅 ④がけ面の保護の方法(石張り、張り芝、モルタル吹きつけ等)	・切土をした土地の部分に生ずる高さが２ｍをこえるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが１ｍをこえるがけ又は切土と盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが２ｍをこえるがけについて作成すること	○	○	○
9	擁壁の構造図	1/50以上	規則-16-4	①擁壁の寸法及び勾配 ②擁壁の材料の種類及び寸法 ③裏込めコンクリートの寸法 ④透水層の位置及び寸法 ⑤擁壁を設置する前後の地盤面 ⑥基礎地盤の土質 ⑦基礎くいの位置、材料及び寸法 ⑧展開図	・鉄筋コンクリート擁壁のときは配筋図が必要	○	○	○
10	排水施設計画平面図	1/500以上	規則-16-4	①開発区域の境界 ②排水区域の区域界 ③遊水池（調整池）の位置及び形状 ④都市計画に定められた排水施設の位置、形状及び名称 ⑤道路側溝その他の排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法及び勾配 ⑥排水管の勾配及び管径 ⑦人孔の位置及び人孔間距離 ⑧水の流れの方向 ⑨吐口の位置 ⑩放流先河川又は水路の名称、位置及び形状 ⑪予定建築物等の敷地の形状及び計画等 ⑫道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高 ⑬法面（がけを含む）又は擁壁の位置及び形状	・集水区域を明示のこと	○	○	○
11	排水施設構造図	1/50以上	法-33-3 令-26	①排水施設構造詳細図 ②開渠、暗渠、落差工、人孔、雨水桝吐口等		○	○	○
12	流末水路構造図	1/50以上	法-33-3 令-26	①放流先の水路、河川の構造詳細図（常水面も表示のこと） ②放流口の排水施設の構造詳細図	・遊水池等の場合はその構造	○	○	○

添付順序	図書の名称	縮尺	法令	明示すべき事項	注意事項	A	B	C
13	道路横断図	1/100以上	令-25-2～25-5	①路面、路盤の詳細 ②道路側溝の位置、形状、寸法 ③雨水桝及び取付管の形状 ④埋設管の位置、勾配、形状及び人孔の形状 ⑤道路横断勾配 ⑥幅員	・道路、幅員、構造別に表示すること	○	○	○
14	道路縦断図	1/500以上	規則-24-3	①測点、勾配 ②計画等、地盤高 ③単距離、追加距離 ④道路記号 ⑤基準線	・幹線街路及び主要区画街路について作成すること	○	○	○
15	防災工事計画平面図	1/1,000以上	令-26-2	①地形（等高線等） ②計画道路路線 ③防災施設の位置、形状、寸法、名称 ④段切位置 ⑤表土除却位置 ⑥ヘドロ除却位置、除却深さ ⑦流土計画 ⑧工事中の雨水、排水系路 ⑨防災施設の設置時期及び期間	・開発区域が10ha以上の場合は、防災設計図を別途作成すること	○	○	○
16	防災施設構造図	1/50以上	令-26-2	・防災施設構造詳細図	・防災調節池、調整池、沈砂池等防災施設について作成すること	○	○	○
17	給水施設計画平面図	1/500以上	規則-16-4	①給水施設の位置、形状、内のり寸法 ②取水の方法 ③消火栓の位置 ④予定建築物等の敷地の形状及び計画高	・排水施設計画平面図にまとめて図示してもよい	×	○	○
18	下水道縦断図	1/500以上	令-26-2	①人孔の種類、形状、位置、間隔 ②配水管の勾配、管径、土被、管低高 ③地盤高、計画地盤高	・道路縦断図と兼ねてもよい	○	○	○
19	電気施設等計画平面図	1/500以上	規則-20の2	・電柱・電話柱等の位置、配線 ・ガス基地の位置、配管	・電柱は道路面に設置しないこと ・電気供給者、ＮＴＴ、ガス供給者と協議のうえ作成すること	×	○	○
20	構造計算書		規則-27		・鉄筋コンクリート擁壁、重力式コンクリート擁壁、その他橋梁等の構造物を設置するとき ・建設省及び福島県の図集使用のときはその写し	○	○	○

添付順序	図書の名称	縮尺	法令	明示すべき事項	注意事項	A	B	C
21	安定計算書		規則-27		・擁壁で保護しないがけ等について作成すること	○	○	○
22	水理計算書		令-26		・排水施設、下水道施設、防災施設等について作成すること	○	○	○
23	工程表				・梅雨期にかかる工事については特に詳細に記入すること	×	○	○
24	予定建築物等の立面及び平面図	1/100以上	法-33-1-1	・建築物等の用途	・分譲目的の場合等、建築物の規模等が未定の場合は添付不要	○	○	○
25	その他の公共､公益施設計画平面図	1/100以上	法-33-1-2		・公園、造成緑地等について作成すること	×	○	○
26	仕様書				・開発区域が10ha以上の場合は必ず添付すること。10ha未満の場合は必要に応じ添付させることがある	○	○	○
27	その他必要に応じ指示する図書				・残土処理場等	○	○	○

（※　申請図書の凡例については、別表によること）

別表　（略）

開発許可等に係る様式一覧

様式１　市街化調整区域内における開発行為等事前協議書
〃　２　開発許可申請書
〃　２の２　開発行為協議書
〃　２の３　宅地造成及び特定盛土等に関する概要書
〃　３　公共施設管理者同意書
〃　４　公共施設管理予定者との協議一覧表
〃　５　開発行為同意書
〃　６　設計者の資格に関する申告書
〃　７　申請者の資力信用調書
〃　８　工事施行者の工事能力調書
〃　９　資金計画書
〃　10　設計説明書
〃　11　分家に関する申立書土地贈与承諾書
〃　12　公共事業による建物等移転証明書
〃　13　移転（拡張）前後対照表
〃　14　地区集会所建設事業計画書
〃　15　工事着手届出書
〃　16　災害等発生届
〃　17　予想外地盤報告書
〃　18　既存の権利の届出書
〃　19　開発行為変更許可申請書
〃　19の２　開発行為変更協議書
〃　20　変更前後対照表（開発行為変更概要書）
〃　21　開発行為変更届出書
〃　22　工事完了届出書
〃　21　公共施設工事完了届出書
〃　24　工事完了公告前の建築等承認申請書
〃　25　開発行為に関する工事の廃止届出書
〃　26　費用負担の協議申請書
〃　27　建築物の特例許可申請書
〃　28　予定建築物等以外の建築等許可申請書
〃　29　予定建築物等以外の建築等協議書
〃　30　市街化調整区域における建築等申請書
〃　30の２　市街化調整区域における建築等協議書
〃　31　地位の承継承認申請書
〃　32　開発登録簿写の交付申請書
〃　33　開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書

様式１

年　　月　　日

福　島　県　知　事
（福島県　　建設事務所長）

住所
氏名

市街化調整区域内における開発行為等事前協議書

都市計画法の規定による開発行為等について同法第 34 条第 14 号（同法施行令第 36 条第１項第３号ホ）の規定に該当するものであるかあらかじめ協議します。

記

１　開　発　区　域
２　地　目　・　地　積
３　建築物等の用途
４　事　業　の　内　容
５　他の法令（農地法、森林法等）との関連

（添付図書）

１．位置図（１／25,000）	２．区域図（１／2,500）
３．公図写	４．土地利用計画図
５．建築物平面図、立面図	６．事業計画書（年度別）
７．市街化調整区域への立地理由書	８．市街化区域へ立地できないことを説明する書類

（注）　協議者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式２

（表面）

開　発　許　可　申　請　書

都市計画法第 29 条第１項（第２項）の規定により、開発行為の許可を申請します。 （許可権者名） 年　　月　　日 住　所 許可申請者 氏　名	※手数料欄 （裏面に貼付） ※市町村収受欄

開発行為の概要	１．開発行為に含まれる地域の名称		
	２．開発区域の地目、面積	地目	㎡
	３．予定建築物等の用途、面積	用途	㎡
	４．工事施行者の住所氏名		
	５．工事着手予定年月日	年　月　日	
	６．工事完了予定年月日	年　月　日	
	７．自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別	自己用（居住・業務）	その他
	８．法第 34 条の該当号及び該当する理由		
	９．その他必要な事項		

申請代理者　住所・氏名 電　話	Tel

（注）１．許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
２．※印欄は記載しないこと。
３．「第 34 条の該当号及び該当する理由」の欄は申請にかかる開発行為が市街化調整区域において行われる場合に記載すること。
４．「その他必要な事項」欄には、開発行為を行うことについて、農地法、その他の法令による許可認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

（裏面）

福島県収入証紙貼付欄 （消印はしないこと）			

様式２の２

開　発　行　為　協　議　書

<table>
<tr><td colspan="3">都市計画法第 34 条の２第１項の規定により、開発行為の協議をします。

建設事務所長

年　　月　　日

協議者　住　所
　　氏　名</td><td>※建設事務所収受欄</td></tr>
<tr><td rowspan="9">開発行為の概要</td><td>１．開発行為に含まれる地域の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>２．開発区域の地目、面積</td><td>地目</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>３．予定建築物等の用途、面積</td><td>用途</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>４．工事施行者の住所氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>５．工事着手予定年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>６．工事完了予定年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>７．自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別</td><td>自己用（居住・業務）</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>８．法第 34 条の該当号及び該当する理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>９．その他必要な事項</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注）１．協議者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
２．※印欄は記載しないこと。
３．「工事施工者の住所氏名」の欄は事業者が決定していない場合はその理由を記載すること。
４．「第 34 条の該当号及び該当する理由」の欄は申請にかかる開発行為が市街化調整区域において行われる場合に記載すること。
５．「その他必要な事項」欄には、開発行為を行うことについて、農地法、その他の法令による許可認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

様式２の３

宅地造成及び特定盛土等に関する概要書

<table>
<tr><td colspan="2">１　土地の所在地及び地番
（代表地点の緯度経度）</td><td colspan="4">（緯度：　　度　　分　　秒、経度：　　度　　分　　秒）</td></tr>
<tr><td colspan="2">２　盛　土　の　タ　イ　プ</td><td colspan="4">平地盛土　・　腹付け盛土　・　谷埋め盛土</td></tr>
<tr><td colspan="2">３　土　地　の　地　形</td><td colspan="4">渓流等への該当　有・無</td></tr>
<tr><td rowspan="15">４　工事の概要</td><td>イ　盛土又は切土の高さ</td><td colspan="4">メートル</td></tr>
<tr><td>ロ　盛土又は切土をする土地の面積</td><td colspan="4">平方メートル</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ハ　盛土又は切土の土量</td><td>盛　土</td><td colspan="3">立方メートル</td></tr>
<tr><td>切　土</td><td colspan="3">立方メートル</td></tr>
<tr><td rowspan="4">ニ　擁　壁</td><td>番　号</td><td>構　造</td><td>高　さ</td><td>延　長</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>メートル</td><td>メートル</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">ホ　崖面崩壊防止施設</td><td>番　号</td><td>種　類</td><td>高　さ</td><td>延　長</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>メートル</td><td>メートル</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">ヘ　排　水　施　設</td><td>番　号</td><td>種　類</td><td>内法寸法</td><td>延　長</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>センチ
メートル</td><td>メートル</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>ト　崖面の保護の方法</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>チ　崖面以外の地表面の保護の方法</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>リ　工事中の危害防止のための措置</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>ヌ　その他の措置</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

〔注意〕
１　１欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
２　２欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。
３　３欄は、渓流等（令第７条第２項第２号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。

様式３

公　共　施　設　管　理　者　同　意　書

年　　月　　日

公共施設管理者　住　所

氏　名

貴殿が　　で都市計画法に基づく開発行為を行なうことについて、開発区域予定地内に存する下記公共施設については、当該開発行為の設計に従い措置されることに同意します。

記

公　共　施　設　名	所　　在	措　置　条　件　等

様式４

公共施設管理予定者との協議一覧表

年　　月　　日

（許　可　権　者　名）

住所

申請者

氏名

（　　）で行なう都市計画法に基づく開発行為に関する工事により設置される公共施設等について、同法第 32 条第２項の規定により、当該公共施設等を管理することとなる者と下記のとおり協議しました。

記

協　議　事　項	概　　要			公共施設管理予定者（協議の相手方）
	幅員・寸法	延　　長	面　　積	
道　路　施　設				
河川、水路施設				
公園、緑地、広場				
排水及び下水道				
水　道　施　設				

（注）１．公共施設管理予定者毎の協議経過書を添付すること。

２．上記協議以外にも農業用排水施設、溜池施設等についても記載すること。

公共施設管理予定者との協議経過書

開発区域の名称		
公共施設の名称		
協　議　事　項	協　　議　　内　　容	協　　議　　結　　果
設　　計		
維　持　管　理		
土 地 の 帰 属		
費 用 の 負 担		
そ　の　　他		

（協議年月日）　　年　　月　　日

開発行為申請者　住　　所

氏　　名

公共施設管理予定者　住　　所

氏　　名

様式５

開　発　行　為　同　意　書

の施行にかかる開発行為については異議なく、その施行について同意します。

なお、当該物件が公共施設の用に供する土地となる場合があっても異議ありません。

１．土地関係権利者

所在及び地番	地　目	地　積	権利の種別	同意年月日	同意者の住所氏名	印	共有関係

２．工作物の関係権利者

所在及び地番	地　目	地　積	権利の種別	同意年月日	同意者の住所氏名	印	共有関係

（注）１．「権利の種別欄」には、所有権、地上権、抵当権、賃貸権等の種別を記入すること。

２．同意者の印鑑証明書を添付すること。

３．法第３４条の２第１項の規定による協議にあっては、同意状況を説明する書類をもって、代えることができるものとする。（未同意者については、同意の見通しを説明できる書類を添付すること。）

様式６

設計者の資格に関する申告書

<table>
<tr><td>設計者の氏名
および生年月日</td><td colspan="3">年　月　日生</td><td>施行規則
第 19 条
の該当号</td><td>第１号イ、ロ、ハ、ニ、
ホ、ヘ、ト
第２号</td></tr>
<tr><td>現　住　所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>勤務先の所在地
及 び 名 称</td><td colspan="5">電話</td></tr>
<tr><td>最 終 学 歴</td><td colspan="5">年　月　日　卒業・中退
学校名　　学科名　　修業年数</td></tr>
<tr><td rowspan="3">資 格 免 許 等</td><td>名　称</td><td colspan="2">（イ）一般建築士</td><td>（ロ）　技術士</td><td>（ハ）</td></tr>
<tr><td>登録番号等</td><td colspan="2">第　号</td><td>（　）部門
第　号</td><td></td></tr>
<tr><td>取得年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>年　月　日</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">宅地開発に関する実務経歴</td><td>工事及び実務の内容</td><td>実務に従事した期間</td><td>期間合計</td></tr>
<tr><td></td><td>年　月から
年　月まで（　年　月）</td><td rowspan="3">年　月</td></tr>
<tr><td></td><td>年　月から
年　月まで（　年　月）</td></tr>
<tr><td></td><td>年　月から
年　月まで（　年　月）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">二十ha以上の開発行為に関する設計実務従事歴</td><td>事業主名及び工事の名称</td><td>場　所</td><td>面　積</td><td>時　期</td><td>職務の内容</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ha</td><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>その他必要な事項</td><td></td></tr>
<tr><td>※ 審　査

（適 ・ 否）</td><td>（許可権者名）

上記のとおり相違ありません。　年　月　日

申告者氏名</td></tr>
</table>

（注）１．※印欄は記入しないこと。

２．この申告書は面積１ha 未満は不要。

３．卒業証明書又は免許等の写しを添付すること。

様式７

申　請　者　の　資　力　信　用　調　書

下記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

住所
申請者
氏名

概要	設立年月日		資本金	千円
	法令による許可等			
	従業員数	人（うち土木建築関係技術者　　人）		
	前年度事業量	千円	資産総額	千円
	前年度納税額	法人税又は所得税　　千円、事業税　　千円		
	主たる取引金融機関			
工事管理者住所氏名				

役員略歴	職名	氏名	年令	在社年数	資格、免許、学歴、その他

宅地造成経歴	工事名	工事施行者名	工事施行場所	施行面積	着工 年　月 完了
				㎡	

（注）１．申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
２．法令による許可等欄は、宅地建物取引業法による免許、建設業法による建設業許可等について記入すること。
３．法人税又は所得税及び事業税の納税証明書、法人の登記事項証明書、暴力団員等に該当しないことの誓約書を添付すること。

（様式７参考様式）

暴力団員等に該当しないことの誓約書

福島県知事　様

年　　月　　日

（開発許可申請者）住　所

氏　名

上記の申請者は、下記のことを誓約します。

この誓約の内容と事実が反することが判明した場合は、都市計画法第２９条第１項の規定に基づく許可に係る、福島県知事が行う一切の処分に対し、不服申立て及び損害賠償請求を行いません。

なお、本誓約の内容について、必要に応じて県が福島県警察本部に照会することを承諾します。

記

１　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）ではありません。

２　（法人の場合）役員のうち、１に該当する者はおりません。

３　暴力団員等が申請者の事業活動を支配しておりません。

４　その他、申請者（法人の場合はその役員）は福島県暴力団排除条例（平成２３年３月１８日福島県条例第 51 号）及び福島県暴力団排除条例施行規則（平成２３年６月１０日福島県公安委員会規則第５号）に違反していません。

様式８

工 事 施 行 者 の 工 事 能 力 調 書

下記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

住所

施行者

氏名

開発行為者住所氏名							
法令による許可等			設立年月日				
			資本金				
			主たる取引金融機関				
建設業法26条による主任技術者住所氏名							
従業者数	事務	技術	労務	計	前納年税度額	法人税又は所得税	事業税
	人	人	人	人			

技術者略歴	職名	氏名	年令	在社年数	資格、免許、学歴、その他

宅地造成工事施行経歴	注文主名	元請、下請の別	工事施行場所	面積	完成年月日
				㎡	

（注）１．施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２．施工者の登記事項証明書（法人の場合）及び建設業許可証明書又は建設業許可書の写しを添付すること。

３．法令による許可等については、建設業法による建設業者許可について記入すること。

様式９

資　金　計　画　書

１．収支計画

（単位　千円）

科目		金額
収入	処分収入 宅地処分収入 ○　○　○ 補助負担金 ○　○　○ ○　○　○ 計	
支出	用地費 工事費 整地工事費 道路工事費 排水施設工事費 給水施設工事費 ○　○　○ 附帯工事費 事務費 借入金利息 ○　○　○ 計	

２．年度別資金計画

（単位　千円）

科目	年度	年度	年度	年度	年度	年度
支出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利費					
	○　○　○					
	借入償還金					
	○　○　○					
	計					
収入	自己資金					
	借入金					
	○　○　○					
	処分収入					
	宅地処分収入					
	○　○　○					
	補助負担金					
	○　○　○					
	○　○　○					
	計					
借入金の借入先						

様式 10　　（表面）

設　計　説　明　書

			設計者 住所氏名	
開発区域に含まれる地域の名称			申請者 住所氏名	
設計の方針	開発の目的			
	基本方針			

開発区域の現況	地域	ア. 市街化区域 イ. 市街化調整区域 ウ. 非線引都市計画区域 エ. 準都市計画区域 オ. 区域外	カ. 宅地造成等工事規制区域 キ. 特定盛土等規制区域
		用途地域（　　）	その他（　　）

工区＼地目	宅地	農地	山林	里道水路等	その他	合計
第１工区 第２工区	㎡　% （　）	㎡　% （　）	㎡　% （　）	㎡　% （　）	㎡　% （　）	㎡　% （　）
合計	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	(100)
現況説明（地形地質等）及び措置						

土地の利用計画		宅地	公共施設用地	公益施設用地	その他	合計
	第１工区 第２工区	㎡　% （　）	㎡　% （　）	㎡　% （　）	㎡　% （　）	㎡　% （　）
	合計	（　）	（　）	（　）	（　）	(100)

公共施設整備計画の	公共施設	道路	公園	緑地		
	面積 ㎡					
	比率 %	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	管理者					
公配置施設計画	施設名					
	面積 ㎡					
	比率 %	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）

給水施設	ア. 公営水道　イ. 簡易水道　ウ. 専用水道　エ. その他
消防水利施設	ア. 消火栓（　カ所）　イ. 貯水槽　基（　㎡）
区画数	（　）区画　計画人口　人

宅地明細表(住宅用地、公益施設用地)　　(裏面)

街区番号	面　積	住宅等の敷地数	戸当平均面積	予定建築物等	番　号	面　積	予定建築物等
	㎡	区画	㎡			㎡	
住宅用地計					公益施設計		

最小区画面積　　㎡

最大区画面積　　㎡

道路明細表

番　号	幅　員	延　長	面　積	管理者	用地の帰属	備　考
法部分	m	m	㎡			
計						

公園等明細表

番　号	面　積	管理者	用地の帰属	備　考
	㎡			
計				

設 計 説 明 書 記 載 例

○設計の方針

住区街区の構成

開発区域は全体でおおむね一近隣分区を構成する計画である。

開発区域は中央部の幅員９ｍの道路によって区域外の都市計画街路○○線と連絡し、また幅員６～８ｍの区画街路によって 30 街区に分割する。一街区は平均 20 戸の独立住宅用地に分割し、各敷地の平均規模は 250 ㎡とする。

公益的施設の整備方針

開発区域の中央付近に区域内の居住者の利便を図るため、1.2ha のセンター部分をとり、ここに購買施設、医療施設及び幼稚園の用地を確保し、当該目的で建築を行う予定者を特定して譲渡する。購買施設は開発者が建築し、譲渡する。

学校は開発区域より約 1.2km 東南にある○○小学校を利用するものとする。

○開発区域内の土地の現況

	宅　地	農　地	山　林	そ の 他	計
	㎡　%				%
第１工区	0　(0)	18,141(34.1)	32,080(60.3)	2,979(0.6)	53,200(100)
第２工区	0　(0)	8,970(17.2)	42,296(81.1)	887(1.7)	52,153(100)
第３工区	0　(0)	20,201(50.1)	12,177(30.2)	7,943(19.7)	40,321(100)
第４工区	0　(0)	1,725(3.1)	52,962(95.2)	945(1.7)	55,632(100)
合　計	0　(0)	49,037(24.4)	139,515 (69.3)	12,754(6.3)	201,306 ㎡

(参　考)

街区番号	面　積	住宅等の敷地数	戸当平均面積	予定建築物の用途等
1	2,400 ㎡	10 区画	240 ㎡/戸	独立住宅
2	3,036	12	253	〃
3	2,760	12	230	〃
4	2,816	11	256	〃
5	3,216	12	268	:
:	:	:	:	:
住宅用地計	131,453	525	250	:
:	:			
:	:			
合　計	143,330			住宅用地､公益的施設用地の合計

○公共施設の整備計画

道　路

番　　号	幅　　員	延　　長	面　　積	管　理　者	用地の帰属	備　　考
1－1	9.0m	356.2m	3,205.8 ㎡	○　○　市	○　○　市	
2－1	8.0	256.3	2,050.4	〃	〃	
2－1	8.0	172.0	1,376.0	〃	〃	
：	：	：	：	：	：	
：	：	：	：	：	：	
：	：	：	：	：	：	
法　部　分	－	－	7,810.0			
合　計	－	－	39,254.0			

公園等

番　　号	面　　積	管　理　者	用地の帰属	備　　考
1	6,440 ㎡	○　○　市	○　○　市	○　○　公　園
2	2,201	〃	〃	緑　地
3	2,230	〃	〃	〃
合　計	10,871			

排水施設

開発区域内は分流式とし、汚水は○○市公共下水道に排出する。雨水は開発区域内の既存の水路を改修し、一部をこれに放流すると共に、別に○○河に放流する。なお、排水施設は、○○市公共下水道として○○市が管理するものとする。

管渠の断面、勾配等は別掲

様式 11

分 家 に 関 す る 申 立 書
土 地 贈 与 承 諾 書

申請地の所在・地番					
地目				地積	㎡
贈与者	住所 氏名			申請者との続柄	申請者の
現在の住宅事情と新築の理由					
申請時と転居後の職業、勤務地及び世帯員数	申請時		世帯員数		人
	転居後		世帯員数		人
居住予定年月日	年 月 日 の予定				

申請者の土地を下記の者に分家住宅用地として贈与することを承諾します。

年 月 日

住所
土地贈与者
氏名

以上のとおり相違ありません。

年 月 日

住所
申 請 者
氏名

＊ その他の添付書類

①戸籍謄本

②自己の住宅を所有していないことを証する書類
（借家証明等）

様式 12

公共事業による建物等移転証明書

建物等の所有者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	

上記の者は　　起業の
工事の
ため下記物件を移転するものであることを証明する。

年　　月　　日

証明者

記

移転の対象となった物件			
所在地番	種類	数量	摘要

（注）関係図面添付：摘要欄には、補償の内容、補償金額を記入のこと。

様式 13

移　転　（拡　張）　前　後　対　照　表

区　　分		移　転　（拡　張）　前	移　転　（拡　張）　後
敷地	所　在		
	面　積	㎡	㎡
建物	規　模	㎡	㎡
	構　造		
	用　途		

申　請　者	住所 氏名
収用対象事業名	

様式 14

地 区 集 会 所 建 設 事 業 計 画 書

集会所の名称		集会所の所在地		設置の代表者氏名	,

1 建物

建築計画

(1) 事業に要する経費

工事区分	構造	階層	建築面	延面積	金額
本工事費			()	()	千円
			()	()	
			()	()	
付帯工事費	給水工事				
	排水工事				
	電気工事				
	計				
建築工事費合計					
工事単価					

(2) その他の経費

土地整備費	
備品購入費	
落成式典費	
事務費	
計	
総計	

2 建物の用途別内訳

室名	室数	延面積
		(㎡)
		()
		()
		()
		()

3 工事予定

着工(予定)年月日	年 月 日
完成(予定)年月日	年 月 日
直営請負の別	直営・請負

4 資金計画

区分	金額	説明
補助金	千円	
負担金		
計		

5 敷地

面積	㎡ (坪)
所有関係及び現況	

6 対象地域の状況

戸数	
人口	

(摘要)

請負業者 住所、氏名

(注) 1．(1)の構造欄には、例えば、木造、モルタル、トタン葺等と記入すること。
2．請負工事の場合は、摘要欄に請負業者の氏名、住所を記入すること。

様式 15

工 事 着 手 届 出 書

年　　月　　日

建設事務所長

住所

氏名

都市計画法に基づく開発行為について、下記のとおり工事に着手したので届け出ます。

記

許　可　年　月　日		年　　月　　日　　第　　号
開 発 区 域 の 名 称		
工 事 着 手 年 月 日		年　　月　　日
工 事 完 了 予 定 年 月 日		年　　月　　日
工 事 施 行 者	住　所	
	氏　名	電話
現 場 管 理 者	住　所	
	氏　名	電話
※ 受 付 及 び 処 理 欄		

（注）１．届出者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２．※印欄は記入しないこと。

３．主要な工事の工事工程表を添付すること。

様式 16

災 害 等 発 生 届

年　　月　　日

建設事務所長

住所

氏名

都市計画法に基づく開発行為について、下記の事項を届け出ます。

記

開発許可番号	年　　月　　日　指令　第　　号
開発区域に含まれる地域の名称	
発生した事項	
発生した位置	
災害等の状況	
応急措置等の状況	

（注）１．届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
２．現況図（発生位置表示）、現況写真及び状況を把握するのに必要な図書を添付すること。

様式 17

予 想 外 地 盤 報 告 書

年　　月　　日

建設事務所長

住所

氏名

都市計画法に基づく開発行為について、下記の事項について報告します。

記

開 発 許 可 番 号	年　　月　　日　指令　第　　号
開発区域に含まれる地 域 の 名 称	
遭遇した地盤の位置	
当初に想定した地盤の性 状	
遭遇した地盤の性状等	
応 対 の 方 針 等	

（注）１．報告者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
２．現況図（遭遇位置表示）、造成計画平面図等状況を把握するのに必要な図書を添付すること。

様式 18

既 存 の 権 利 の 届 出 書

都市計画法第 34 条第 13 号の規定により、既存の権利を届け出ます。

建設事務所長

年　　月　　日

住所
届出者
氏名

<table>
<tr><td rowspan="2">届出しようとする土地</td><td>所在地番</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>地　　目</td><td></td><td>地　　積</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>届出者の職業（法人にあってはその業務内容）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>市街化調整区域が指定された際、土地に関する権利を有していた目的</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>土地の利用に関する所有権以外の権利を有する場合においては、当該権利の種類及び内容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">※収　　受　　印</td><td>所　　長</td><td>次　　長</td><td>課　　長</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

（注）１．届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
２．※印欄は記載しないこと。
３．権利を証する書類(所有権及び地上権の場合は土地の登記事項証明書、貸借権の場合は当該契約書添付）を添付すること。
４．農地は農地転用許可書の写を添付すること。

様式 19

開 発 行 為 変 更 許 可 申 請 書

都市計画法第 35 条の２第１項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。 建設事務所長 年　　月　　日 住　所 許可申請者 氏　名	※建設事務所収受欄 （裏面に貼付） ※市町村収受欄

開発行為許可年月日・番号		年　　月　　日　　第　　号	
変更行為の概要	１．開発区域に含まれる地域の名称		
	２．開発区域の地目・面積	地目	㎡
	３．予定建築物等の用途、面積	用途	㎡
	４．工事施行者の住所氏名		
	５．工事着手予定年月日	年　　月　　日	
	６．工事完了予定年月日	年　　月　　日	
	７．自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別	自己用（居住・業務）	その他（　　）
	８．その他必要な事項		

申請代理者　住所・氏名 電　　話	Tel

（注）１．協議者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２．※印欄は記入しないこと。

３．「その他必要な事項」欄には、開発行為を行うことについて、農地法、その他の法令による許可認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

４．「変更前後対照表」を添付すること。

５．工事の施行状況を記載した図書を添付すること。

（裏面）

福島県収入証紙貼付欄 （消印はしないこと）			

様式 19 の 2

開 発 行 為 変 更 協 議 書

都市計画法第 35 条の２第１項の規定により、開発行為の変更の協議をします。 建設事務所長 年　　月　　日 住　所 協議者 氏　名	※建設事務所収受欄

開発行為許可年月日・番号		年　　月　　日　　第　　号	
変更行為の概要	１．開発区域に含まれる地域の名称		
	２．開発区域の地目・面積	地目	㎡
	３．予定建築物等の用途、面積	用途	㎡
	４．工事施行者の住所氏名		
	５．工事着手予定年月日	年　　月　　日	
	６．工事完了予定年月日	年　　月　　日	
	７．自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別	自己用（居住・業務）	その他（　　）
	８．その他必要な事項		

（注）１．協議者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２．※印欄は記入しないこと。

３．「その他必要な事項」欄には、開発行為を行うことについて、農地法、その他の法令による許可認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

４．「変更前後対照表」を添付すること。

５．工事の施行状況を記載した図書を添付すること。

様式 20

変更前後対照表（開発行為変更概要書）

１．開発区域の変更

	変　更　前	変　更　後	変 更 す る 理 由
地域の名称			
面積	㎡	㎡	

２．設計内容の変更

変更前の設計の内容	変更後の設計の内容	変更する理由	図面番号及び図面内の変更箇所番号

様式 21

開 発 行 為 変 更 届 出 書

年　　月　　日

建設事務所長

住所
届出者
氏名

都市計画法第 35 条の２第３項の規定に基づき、開発行為の変更について、下記により届け出ます。

記

許可年月日・番号		年　　月　　日　　第　　号	
変更行為の概要	１．開発区域に含まれる地域の名称		
	２．開発区域の地目・面積	地目	㎡
	３．予定建築物等の用途面積	用途	㎡
	４．変更内容及び理由		

（注）　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式 22

工事完了届出書

年　　月　　日

建設事務所長

住所
届出者
氏名

都市計画法第 36 条第１項の規定により、開発行為に関する工事（許可番号　　年　　月　　日第　　号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

１．工事完了年月日　　年　　月　　日

２．工事を完了した開発区域
又は工区に含まれる地域の名称

※ 受付番号	年　月　日　第　号
※ 検査年月日	年　月　日
※ 検査結果	合　否
※ 検査済証番号	年　月　日　第　号
※ 工事完了公告年月日	年　月　日

備考　１．届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
２．※印のある欄は記載しないこと。

様式 23

公共施設工事完了届出書

年　　月　　日

建設事務所長

住所
届出者
氏名

都市計画法第 36 条第１項の規定により、公共施設に関する工事（許可番号　　年　　月　　日第　　号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

１．工事完了年月日　　年　　月　　日

２．工事を完了した公共施設が存する開発区域
　又は工区に含まれる地域の名称

３．工事を完了した公共施設

※ 受　付　番　号	年　月　日　第　号
※ 検　査　年　月　日	年　月　日
※ 検　査　結　果	合　否
※ 検 査 済 証 番 号	年　月　日　第　号
※ 工事完了公告年月日	年　月　日

備考　１．届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
　　２．※印のある欄は記載しないこと。

様式 24

工事完了公告前の建築等承認申請書

年　　月　　日

建設事務所長

住所
承認申請者
氏名

都市計画法第 37 条第１号の規定により開発行為に関する工事の完了公告前の建築等を承認されたく申請します。

記

開発許可の概要	１．開発許可を受けた者の住所・氏名	
	２．許可年月日・番号	年　　月　　日　　第　　号
	３．開発区域に含まれる地域の名称	
建築の概要	１．建築等しようとする土地の所在及び面積	
	２．建築物等の構造、規模	
	３．建築物等の用途	
申請の理由		

（注）　承認申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

添付書類

１．建物配置図　　２．建物立平面図　　３．現況図又は現況写真

様式 25

開発行為に関する工事の廃止届出書

年　　月　　日

建設事務所長

住所
届出者
氏名

都市計画法第 38 条の規定により、開発行為に関する工事を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

1．開発許可年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
2．開発行為に関する工事を廃止した年月日	年　　月　　日
3．開発行為に関する工事の廃止にかかる地域の名称	
4．開発行為に関する工事の廃止にかかる地域の面積	㎡

（注）1．届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2．工事を廃止する理由書を添付すること。
3．廃止時における土地の状況を表した図書を添付すること。
4．廃止に伴う措置状況を表した図書を添付すること。

様式 26

費 用 負 担 の 協 議 申 請 書

年　　月　　日

福 島 県 知 事

住所
協議申請者
氏名

都市計画法第 40 条第３項の規定により、公共施設の用に供する土地の帰属に伴い、下記のとおり費用の負担について協議を申し出ます。

記

１．負担を求めようとする額	
２．法第 36 条第 3 項の公告の日における土地の所在、地番、地目及び面積	
３．費用負担を求めようとする土地の取得に要すべき費用の額	
４．同上の費用の額の積算基礎	
５．土地の用途	
６．添付図書	①　工事完了公告時において、費用負担に係る土地を所有していたことを証する書類 ②　当額土地の位置及び区域を明示する図書

（注）１．協議申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
２．この申出書は、法第 36 条第３項の規定による工事完了公告の日から３ヵ月以内に提出すること。
３．土地の用途は、政令第 32 条に掲げる区分により記入すること。

様式 27

建築物の特例許可申請書

<table>
<tr><td colspan="6">都市計画法第41条第２項ただし書の規定により建築の許可を申請します。

建設事務所長

年　　月　　日

住　所
許可申請者
氏　名</td><td>※　手数料欄

※　市町村収受欄</td></tr>
<tr><td>開発許可年月日及び番号</td><td colspan="6">年　　月　　日　　第　　号</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築しようとする土地</td><td>所在地番</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>地　目</td><td></td><td>面　積</td><td colspan="2">㎡</td></tr>
<tr><td>建築物の用途</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築しようとする建築物</td><td>敷地面積</td><td>建築面積</td><td>延面積</td><td>階　級</td><td>構　造</td></tr>
<tr><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>建築着手予定年月日</td><td colspan="5">年　　月　　日</td></tr>
</table>

（注）１．許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２．※印欄は記載しないこと。

３．建築物の用途欄は「住宅」「工場」「事務所」「店舗」等具体的に記載すること。

４．この申請書には、付近見取図・現況図又は現況写真･建物配置図･建物立平面図を添付すること。

５．建築しなければならない理由書を添付すること。

様式 28

予定建築物等以外の建築等許可申請書

<table>
<tr><td colspan="2">都市計画法第 42 条第１項ただし書の規定により（ 建築物 / 特定工作物 ）の
（新築 / 改築 / 用途の変更 / 新設）の許可を申請します。

建設事務所長

年　　月　　日

住　所
許可申請者
氏　名</td><td>※　手数料欄

※　市町村収受欄</td></tr>
<tr><td>１．開発許可年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日　第　　号</td></tr>
<tr><td>２．工事完了公告年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>３．許可申請に係る土地の所在</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>４．許可申請に係る土地の地目、面積</td><td>地目</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>５．予定建築物等の用途、面積</td><td>用途</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>６．開発許可を受けた際の建築物等の用途</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>７．建築等着手予定年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>８．建築等完了予定年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
</table>

（注）１．許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２．※印欄は記載しないこと。

３．「建築物等の用途」欄は「工場」「住宅」「事務所」「店舗」等具体的に記載すること。

４．この申請書には、付近見取図・現況図又は現況写真･建物配置図･建物立平面図を添付すること。

５．建築等しなければならない理由書を添付すること。

様式 29

予定建築物等以外の建築等協議書

都市計画法第 42 条第２項の規定により〔建築物／特定工作物〕の （新築／改築／用途の変更／新設）の許可を申請します。 建設事務所長 年　月　日 住所 協議者 氏名	※　市町村収受欄

１．開発許可年月日	年　月　日　第　号	
２．工事完了公告年月日	年　月　日	
３．許可申請に係る土地の所在		
４．許可申請に係る土地の地目、面積	地目	㎡
５．予定建築物等の用途、面積	用途	㎡
６．開発許可を受けた際の建築物等の用途		
７．建築等着手予定年月日	年　月　日	
８．建築等完了予定年月日	年　月　日	

（注）１．※印欄は記載しないこと。
２．「建築物等の用途」欄は、「工場」「住宅」「事務所」「店舗」等具体的に記載すること。
３．この協議書には、付近見取図・現況図又は現況写真･建物配置図･建物立平面図を添付すること。
４．建築等しなければならない理由書を添付すること。

様式 30

市街化調整区域における建築等申請書

<table>
<tr><td colspan="3">都市計画法第 43 条第１項の規定により〔建築物／第一種特定工作物〕の
（新築／改築／用途の変更／新設）の許可を申請します。

（許可権者名）

年　月　日

住　所
許可申請者
氏　名</td><td>※　手数料欄

※　市町村収受欄</td></tr>
<tr><td colspan="2">１．許可申請に係る土地の所在</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">２．許可申請に係る土地の地目、面積</td><td>地目</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">３．予定建築物等の用途、面積</td><td>用途</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">４．用途変更をしようとする場合には変更前の建築物の用途</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">５．建築等着手予定年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">６．建築等完了予定年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">７．令第 36 条(法第 34 条)の該当号および該当する理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">８．その他必要な事項</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

申請代理者　住所・氏名 電　話	Tel

（注）１．許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２．※印欄は記載しないこと。

３．「その他必要な事項」の欄には建築物の新築、改築又は用途の変更又は第１種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可認可を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

様式 30 の 2

市街化調整区域における建築等協議書

都市計画法第 43 条第３項の規定により〔建築物／第一種特定工作物〕の（新築／改築／用途の変更／新設）の協議をします。 建設事務所長 年　月　日 協議者　住所 氏名	※　建設事務所収受欄

１．協議に係る土地の所在		
２．協議に係る土地の地目、面積	地目	㎡
３．予定建築物等の用途、面積	用途	㎡
４．用途変更をしようとする場合には変更前の建築物の用途		
５．建築等着手予定年月日	年　月　日	
６．建築等完了予定年月日	年　月　日	
７．令第 36 条(法第 34 条)の該当号および該当する理由		
８．その他必要な事項		

（注）１．協議者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２．※印欄は記載しないこと。

３．「その他必要な事項」の欄には建築物の新築、改築又は用途の変更又は第１種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可認可を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

様式 31

地位の承継承認申請書

<table>
<tr><td colspan="2">都市計画法第 45 条の規定により、地位の承継承認を申請します。

建設事務所長

年　　月　　日

住　所
承認申請者
氏　名</td><td>※　手数料欄

※　市町村収受欄</td></tr>
<tr><td>開発許可年月日及び番号</td><td colspan="2">年　　月　　日　　第　　号</td></tr>
<tr><td>開発区域に含まれる地域の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>被承継人の住所氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>土地の所有権等を取得した年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>承継の理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>工事施行者の住所氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注）１．承認申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２．※印欄は記載しないこと。

３．この申請書には土地の売買契約書等所有権その他工事施行に関する権限を承継したことを証する書類を添付すること。

４．開発区域が１ha 以上の自己用及び自己用以外の場合は、承継しようとする者の資力、信用に関する調書を添付すること。

様式 32

開発登録簿写の交付申請書

<table>
<tr><td colspan="5">都市計画法第 47 条第５項の規定により、開発登録簿の写しの交付を申請します。

建設事務所長

年　　月　　日

住　所
交付申請者
氏　名</td><td>※　手数料欄</td></tr>
<tr><td>開発許可年月日及び番号</td><td colspan="5">年　　月　　日　　第　　号</td></tr>
<tr><td>開発許可を受けた者の
住　所　氏　名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>申　請　枚　数</td><td colspan="5">（　　枚）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">※収　受　印</td><td>所　長</td><td>次　長</td><td>課　長</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>※交　付　年　月　日</td><td colspan="5">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>※交　付　枚　数</td><td colspan="3">枚</td><td>照合印</td><td></td></tr>
</table>

（注）※印欄は記載しないこと。

様式 33

開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書

年　　月　　日

建設事務所長

住　　所
交付申請者
氏　　名

建築基準法第６条第１項(同法第 88 条第１項又は第２項において準用する場合を含む。)又は第６条の２第１項（同法第 88 条第１項又は第２項の規定において準用する場合を含む。）の規定による確認を申請したいので、次のことについて都市計画法の規定に適合している旨の証明書の交付を申請します。

<table>
<tr><td>建築(建設)敷地の所在・地番・地目・地積</td><td colspan="4">地目　　地積　　㎡</td></tr>
<tr><td>該当条文</td><td colspan="4">都市計画法
□第 29 条　□第 37 条　□第 41 条
□第 42 条　□第 43 条　□第 53 条　□第 35 条の２</td></tr>
<tr><td>区域区分</td><td colspan="2">□市街化区域　□市街化調整区域
□非線引都市計画区域
□準都市計画区域　□区域外</td><td>用途地域</td><td></td></tr>
<tr><td>開発許可等の年月日及び番号</td><td colspan="4">年　月　日　第　号（　）
年　月　日　第　号（　）
年　月　日　第　号（　）</td></tr>
<tr><td>都市計画法第 41 条による制限の内容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">建築(建設)計画の概要</td><td>開発行為</td><td colspan="3">有　無（　㎡）</td></tr>
<tr><td>用途</td><td></td><td>敷地面積</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>工事の種別</td><td></td><td>建築面積
(築造面積)</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="5">※上記の建築計画については、都市計画法の規定に適合することを証明します。
年　月　日

証明者</td></tr>
</table>

（注）１．交付申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２．建築確認申請書の写及び都市計画法の規定に適合していることを表す書類を添付すること。

３．※印の欄は記載しないこと。

２．開発許可等に係る事務処理要領

第１　開発行為等の許可

（形式上の要件審査）

１．建設事務所長は、福島県都市計画法施行条例第８条各号に規定する申請等以外の申請等が到達したときは、速やかに「開発許可申請等の手続要綱」等に照らして提出された申請書等の記載内容、添付書類の有無等を確認し、誤記、不足書類等の不備がある場合には、当該申請書等の提出者に対して相当の期間を定めて補正を求めなければならない。

（意見照会）

２．建設事務所長は、事前協議書を受理したときは、事前協議書の写しを市町村長に送付し、意見を求めるものとする。

（経由機関の審査）

３．建設事務所長は、知事の処分権限に係る申請書又は事前協議書を受理したときは、内容の審査（事前協議書にあっては内容の検討）を行い、申請者に対する必要な補正要求、行政指導を行った後、審査（調査）意見を付して（様式１・２）知事に進達するものとする。

　また、補正等がなされなかったときは、補正等を求めた内容及び時期を記載し、審査（調査）意見を付して（様式２・３）知事に進達するものとする。

（手数料の徴収）

４．当該申請に係る許可等の権限を有する者（以下「許可権者」という。）が申請書を受理したときは、次の各号に掲げる納付方法の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事務処理を行うものとする。

(1) 収入証紙による納付　申請書に貼付された収入証紙に消印をし、収入証紙ちょう付高整理簿に記載すること。

(2) モバイル POS レジによるキャッシュレス納付　モバイル POS レジ事務処理マニュアルに基づき事務処理を行うこと。また、モバイル POS レジから出力された利用明細等の 1 部を申請者に交付し、他の 1 部を申請書の裏面等に貼付すること。

（許可・承認等）

５．許可権者が申請書を受理したときは、速やかに内容の審査を行い、適当と認めたときは許可指令書（様式４～７）により許可、又は承認指令書（様式８、９）により承認、若しくは申請書（「開発許可申請等の手続要綱」様式 33）の下欄により証明を行うものとする。

　また、不適当であると認めたときは、理由を明示して不許可指令書（様式 10）により不許可、又は不承認指令書（様式 11､12）により不承認処分を行うものとする。

　許可権者が事前協議書を受理したときは、内容の検討を行い、その結果を協議者に文書で通知するものとする。

（他法令との調整）

６．当該申請に関する処分等にあたっては、農地法、森林法等関係のある他法令の審査状況、許可の可能性と十分に整合を図って行うものとする。

　なお、介護老人保健施設に関しては、必要に応じて依頼書（様式 13、14）により高齢福祉課長の確認を受けるものとする。

（標準処理日数）
７．許可申請書等の受理から許可等までの期間は、別表に定めるところによるものとする。
（許可等の通知）
８．許可権者が許可等の処分をしたときは、当該指令書に通知文（様式 15）を添付して、速やかに申請者に交付（知事が許可権者の場合は、建設事務所長経由）するものとし、建設事務所長にあっては、当該指令書の写しを当該市町村長に送付するものとする。
（既存権利の届出）
９．建設事務所長が既存の権利者の届出書を受理したときは、既存の権利者の届出書受付台帳（様式 16）に記載、整備しておかなければならない。
（完了検査）
10．工事完了届出書に係る取扱については、「工事完了検査事務処理要領」によるものとする。
（報告、勧告等）
11．建設事務所長は、必要に応じて許可を受けた者から報告、若しくは資料の提出を求めて開発行為の進行管理に務め、許可を受けた者に必要な勧告、助言を行うものとする。
（監督処分）
12．建設事務所長は、法の規定や処分に違反した者に対して、許可等の取消、建築物の除却命令等の監督処分を行うときは、行政手続法第３章第２節に定める聴聞の手続を行ったうえでこれを行うものとし、それ以外の監督処分をするときは、行政手続法第３章第３節に定める弁明の機会の付与を行った上でこれを行うものとする。
（立入検査）
13．建設事務所長は、監督処分を行おうとする場合は、必要に応じて立入検査を行うものとする。
　立入検査を行う者は、身分証明書（様式 17）を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。
（開発登録簿）
14．建設事務所長は、開発登録簿（様式 18）を常に整備、調製しておき、請求があったときはその写しを請求人に交付しなければならない。

第２　開発行為の協議

（協議）
１．建設事務所長が都市計画法（以下「法」という。）第 34 条の２第１項の規定による協議書を受理したときは、速やかに内容の審査を行い、適当と認めたときは、開発行為協議成立通知書（様式４の２）により協議　が成立した旨を通知するものとする。
２．建設事務所長が法第 35 条の２の第４項で準用する法第 34 条の２第１項の規定による変更の協議書を受理し　たときは、速やかに内容の審査を行い、適当と認めたときは、開発行為変更協議成立通知書（様式５の２）により協議が成立した旨を通知するものとする。
３．建設事務所長が法第 43 条第３項の規定による協議書を受理したときは、速やかに内容の審査を行い、適当と認めたときは、建築行為等協議成立通知書（様式７の２）により協議が成立した旨を通知するものとする。
４．建設事務所長は、当該協議にあたっては、市町村に当該市町村の土地利用計画上の意見を求めるものとす

る。

（協議成立要件）

５．協議成立の要件は、次のとおりとする。

(1)法第 33 条の基準に適合すること。

(2)市街化調整区域の案件については、次のアからウのいずれかに該当すること。

ア　法第 34 条第１号から 12 号のいずれかに該当するものであること。

イ　法第 34 条第 14 号に該当する案件にあっては、福島県開発審査会審査基準に合致しているものであること。

ウ　市街化調整区域の当該区域に立地することがやむを得ない特別な理由があること。

(3)建設事務所長は、上記(2)のイ又はウの要件に該当する案件については、事前に都市計画課長と協議するものとする。

附　則

この要領は、昭和 62 年 10 月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 13 年５月 18 日から施行する。

附　則

この要領は、平成 15 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 16 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 17 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 19 年 11 月 30 日から施行する。

附　則

この要領は、平成 28 年２月３日から施行する。ただし、様式４、様式５、様式６から様式７、様式８から様式１２の改正規定は、平成 28 年４月１日より施行する。

附　則

この要領は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年８月 20 日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年 11 月１日から施行する。

別　表

番号	許　認　可　等　事　務	市町村	建設事務所	都市計画課	合　　計	備　　考
1	都市計画法第29条第１項及び第２項の規定による開発行為の許可（開発審査会に付議するもの及び５ｈａ以上の第２種特定工作物に係るもの）	10	19	10	39	開発審査会の審査に要する日数を除く。
2	同上（上記以外のもの）	10	19	―	29	
3	都市計画法第35条の２第１項の規定による開発行為の変更許可	10	15	―	25	
4	都市計画法第36条の規定による開発行為の工事完了の検査及び検査済証の交付並びに工事完了公告	5	15	―	20	
5	都市計画法第37条第１号の規定による工事完了公告前の建築等の承認	―	20	―	20	
6	都市計画法第41条第２項ただし書（法第35条の２第４項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の建築の特例許可	5	9		14	
7	都市計画法第42条第１項ただし書の規定による予定建築物等以外の建築物等の建築等許可	5	9	―	14	
8	都市計画法第43条第１項の規定による市街化調整区域における建築等許可（開発審査会に付議するもの）	5	9	5	19	開発審査会の審査に要する日数を除く。
9	同上（上記以外のもの）	5	9	―	14	
10	都市計画法第45条の規定による開発許可の地位の承継承認	3	5	―	8	
11	都市計画法施行規則第60条の規定による適合の証明	―	14	―	14	他部局との調整に要する日数を除く。

注１　処理日数は、処理機関に到達した日の翌日から、送付（副申）した日又は処分等の文書を申請者に発送若しくは手交した日までの期間とする。

注２　処理日数には、申請の補正等に要する日数、福島県の休日を定める条例に規定する県の休日は含まない。

様式１

建第　　号
年　　月　　日

福島県知事　様

建設事務所長

都市計画法（第29条第１項／第29条第２項／第43条第１項）の規定による（開発許可／建築等許可）について(副申)

記

申　請　者　名	
開　発　の　目　的	
該　当　条　項	□　法第３４条１４号 ⟶ 該当する理由 □　第二種特定工作物 □　令第３６条第１項第３号ホ（　　）
審　査　内　容	別添審査表のとおり
現地調査の結果 特記すべき事項	
審　査　意　見	

様式２

審　　査　　表

申請者氏名　　番号

審　査　事　項			適否			指　摘　事　項
				事務	技術	
A　申請書の記載方法						
B 添付書類	１．法人の場合､法人の登記事項証明書					
	２．公共施設管理者の同意書					
	３．公共施設管理予定者との協議書					
	(1) 20ha 以上	イ　義務教育施設設置義務者				
		ロ　水道事業者				
	(2) 40ha 以上	イ　一般電気事業者、ガス事業者				
		ロ　地方鉄道事業者、軌道経営者				
	４開同発意行書為	①公図の写				
		②土地の登記事項証明書				
		③同意書(印鑑証明付)				
	５．設計者の資格を証する調書 (1ha 以上)					
	６．申請者の資力信用調書					
	７．工事施行者の工事能力調書					
	８．資金計画書					
	９．法第 34 条各号に該当することを表わす書類､又は､法第 34 条 13 号に該当する場合はその権利を証する書類					
	10．公共用地との境界確定証明書					
	11．現況写真					
	12．申請手数料					
C 設計図書	１．設計説明書					
	２．開発区域位置図 (都市計画総括図 1/25,000)					
	３．開発区域区域図 (都市計画図 1/2,500)					
	４．現況図(1/2,500)					
	５．土地利用計画図(1/1,000 以上)					
	６．造成計画平面図(　〃　)					
	７．造成計画断面図(　〃　)					
	８．排水施設計画平面図(1/500 以上)					

審　査　事　項			適否			指　摘　事　項
				事務	技術	
C 設計図書	9．給水施設計画平面図（1/500 以上）					
	10．がけ、擁壁の断面図（1/50 以上）					
	11 その他の図書	①求積図(1/500 以上)				
		②電気施設計画平面図(1/500 以上)				
		③排水施設 流末水路 構造図(1/500 以上)				
		④道路計画縦断図(1/500 以上)				
		⑤下水道計画縦断図（1/500 以上）				
		⑥道路横断図(1/100 以上)				
		⑦防災工事計画平面図（1/1,000 以上）				
		⑧構造、安定計算書				
		⑨下水道流量計算書				
		⑩工程表				
		⑪予定建築物の立面、平面図（1/100 以上）				
D 開発許可基準	1．用途地域に適合するか					
	2．公共空地は適切に確保されているか					
	3．排水施設は適切に配置されているか					
	4．給水施設は適当に配置されているか					
	5．公益的施設の用途配分は適切か（20ha 以上）					
	6．防災、安全措置は適切か					
	7．災害危険区域は除外されているか					
	8．樹木の保存、表土の保全の措置はされているか（1ha 以上）					
	9．環境の悪化をもたらす予定建築物の場合緩衝帯等は設置されているか（1ha 以上）					
	10．輸送施設は支障ないか(40ha 以上)					

審　査　者

		職		氏名	
	事務	職		氏名	
	技術	職		氏名	

様式３

建第　　号
年　　月　　日

福島県知事　様

建設事務所長

都市計画法（第29条第１項／第29条第２項／第43条第１項）の規定による（開発許可／建築等許可）について(副申)

記

申　請　者　名	
開　発　の　目　的	
該　当　条　項	□　法第３４条１４号 ⟶ 該当する理由 □　第二種特定工作物 □　令第３６条第１項第３号ホ
審　査　内　容	別添審査表のとおり
補正等を求めた内容及び時期	
審　査　意　見	

様式４

福島県指令第　　号

（令達先）　（住所）

（氏名）

年　　月　　日付で申請のあった開発行為については、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第１項（第２項）の規定により、下記のとおり許可します。

年　　月　　日

（許可権者）

記

１．許可の内容

(1)　開発区域に含まれる地域の名称、面積

	㎡

(2)　予定建築物等の用途、面積

	㎡

(3)　開発行為に関する設計の内容

申請書の添付図書のとおり

２．許　可　条　件

(1)　開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。

（施工期間）

(2)　開発行為の期間は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までとする。

（着工届）

(3)　開発行為に着手したときは、遅滞なく工事着手届を建設事務所長に提出すること。

（標識の設置）

(4)　開発行為の見やすい場所に、別記様式の開発標識を工事が完了するまでの間掲示しておくこと。

（防災措置）

(5)　工事施工にあたっては、災害の防止のため適切な措置を講ずること。

工事施工中の防災対策は、必要に応じ工事着手前に関係機関と協議を行い、その方法を定め、工事関係者に周知徹底を図ること。

天候その他により災害発生が予想される場合は､地区内を巡回する等警備体制を定め､防災に努めること。

工事施工中は、交通上又は危険防止のため必要な標識、バリケード、警戒灯等を設置すること。

（公共施設の機能保全）

(6)　従前からある公共施設の付替工事の施工にあたっては、仮工事を行って、交通、水利、排水等の機能停止や公害を生じないようにする場合を除き、あらかじめ、公共施設を新設してから旧施設を廃止すること。

（災害の復旧）

(7)　工事施工にあたって災害が発生したとき、及び公共施設等に損傷を与えたときは、直ちに応急措置をとるとともに、建設事務所長に届け出てその指示に従い、申請人の費用負担により復旧すること。

（報告書）

(8)　工事施行中、当初設計の予想と著しく相違した土質地盤に遭遇したときは、その状況を遅滞なく報告すること。

擁壁等の構造物の工事は、必要と認められる場合、土質試験、地耐力試験を行い、その結果を検討し施行するものとし、その結果を報告すること。

（工事施行状況の記録）

(9)　公共施設、防災措置その他別表に掲げる工事当該部分の位置、構造、寸法が設計図書に適合していることを確認できる施行状況の写真（撮影年月日及びその他必要な事項を記入）、資料等を整備し、必要に応じて提出すること。

（開発行為の中止及び廃止）

(10) 開発行為に関する工事を中止又は廃止するときは、工事によって損なわれた公共施設の機能を回復する措置を行うこと。

土地の形質の変更等によって周辺の地域に、排水及び水利上の支障をきたし、又は土砂くずれ等による被害を及ぼさないよう適切な措置を講ずること。

（開発行為の変更）

(11) この許可の内容等（開発区域・設計・予定建築物等）を変更するときは、変更許可を受けること。

（工事の手直し等）

(12) 法第 36 条第２項の規定による工事完了の検査の結果、工事がこの許可に適合していないときは、本職の指示に従い工事の手直し等その是正措置をとること。

（教　　示）

1　この条件に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、福島県開発審査会に対し、審査請求をすることができます。

2　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、福島県を被告として、提起しなければなりません。ただし、この処分について１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません。

別記様式

← ４０ｃｍ以上 →

許可番号　　第　　号 開発標識 許可年月日　　年　月　日	
工事予定期間	年　月　日～　　年　月　日
開発区域の所在地番	
開発区域の面積	㎡
許可を受けた者の住所、氏名	電話（　　）
工事施工者の住所、氏名	電話（　　）
工事現場管理者氏名	電話（　　）
許可権者	福島県知事（福島県建設事務所長）

↑ ３０ｃｍ以上 ↓

↑ １ｍ以上 ↓

別表

工事の種類	内　　容
擁壁工事	1　鉄筋コンクリート造の擁壁の基礎及び配筋の施行状況 2　練積擁壁の基礎及び壁体の厚さ、又はブロック材及び裏込コンクリートの施工厚さ
盛土工事	1　急傾斜面に盛土する場合における盛土前の段切その他の措置 2　盲排水管施設の施行状況
道路工事	路盤工の施行状況
貯水施設工事	1　根切完了したときの状況 2　床板又は底板の配筋施工状況
その他の工事	

様式４の２

文書番号
年　　月　　日

（協議者氏名）　　様

建設事務所長

開発行為協議成立通知書

年　　月　　日付で協議のあった開発行為については、下記のとおり協議が成立しましたので都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第３４条の２第１項の規定により、通知します。

なお、都市計画法第３４条の２第１項の規定により、本協議の成立をもって開発行為の許可があったものとみなします。

記

１．協議の内容

(1)　開発区域に含まれる地域の名称、面積

	㎡

(2)　予定建築物等の用途、面積

	㎡

(3)　開発行為に関する設計の内容

協議書の添付図書のとおり

２．協議成立条件

(1)　開発行為は、協議書及び添付図書の内容に従って行うこと。

（施工期間）

(2)　開発行為の期間は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までとする。

（着工届）

(3)　開発行為に着手したときは、遅滞なく工事着手届を建設事務所長に提出すること。

（標識の設置）

(4)　開発行為の見やすい場所に、別記様式の開発標識を工事が完了するまでの間掲示しておくこと。

（防災措置）

(5)　工事施工にあたっては、災害の防止のため適切な措置を講ずること。

工事施工中の防災対策は、必要に応じ工事着手前に関係機関と協議を行い、その方法を定め、工事関係者に周知徹底を図ること。

天候その他により災害発生が予想される場合は、地区内を巡回する等警備体制を定め、防災に努めること。

工事施工中は、交通上又は危険防止のため必要な標識、バリケード、警戒灯等を設置すること。

（公共施設の機能保全）

(6)　従前からある公共施設の付替工事の施工にあたっては、仮工事を行って、交通、水利、排水等の機能停止や公害を生じないようにする場合を除き、あらかじめ、公共施設を新設してから旧施設を廃止すること。

（災害の復旧）

(7)　工事施工にあたって災害が発生したとき、及び公共施設等に損傷を与えたときは、直ちに応急措置をとるとともに、建設事務所長に届け出てその指示に従い、申請人の費用負担により復旧すること。

（報告書）

(8)　工事施行中、当初設計の予想と著しく相違した土質地盤に遭遇したときは、その状況を遅滞なく報告すること。

擁壁等の構造物の工事は、必要と認められる場合、土質試験、地耐力試験を行い、その結果を検討し施行するものとし、その結果を報告すること。

（工事施行状況の記録）

(9)　公共施設、防災措置その他別表に掲げる工事当該部分の位置、構造、寸法が設計図書に適合していることを確認できる施行状況の写真（撮影年月日及びその他必要な事項を記入）、資料等を整備し、必要に応じて提出すること。

（開発行為の中止及び廃止）

(10) 開発行為に関する工事を中止又は廃止するときは、工事によって損なわれた公共施設の機能を回復する措置を行うこと。

土地の形質の変更等によって周辺の地域に、排水及び水利上の支障をきたし、又は土砂くずれ等による被害を及ぼさないよう適切な措置を講ずること。

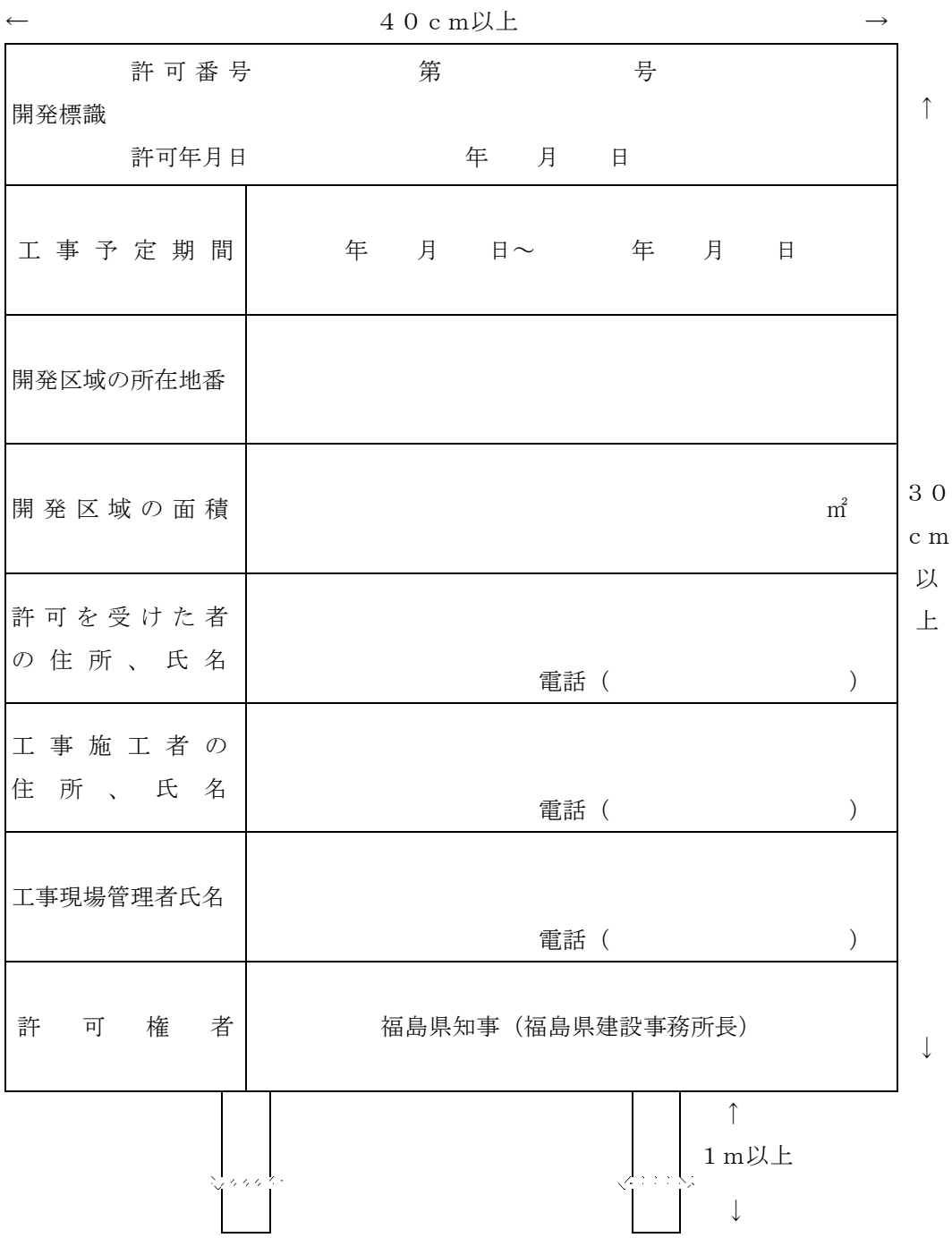
（開発行為の変更）

(11) この協議の内容等（開発区域・設計・予定建築物等）を変更するときは、変更協議を受けること。

（工事の手直し等）

(12) 法第 36 条第２項の規定による工事完了の検査の結果、工事がこの許可に適合していないときは、本職の指示に従い工事の手直し等その是正措置をとること。

別記様式


←
４０ｃｍ以上
→
許可番号　第　号
開発標識
許可年月日　年　月　日
工事予定期間　年　月　日～　年　月　日
開発区域の所在地番
開発区域の面積　㎡
許可を受けた者の住所、氏名　電話（　）
工事施工者の住所、氏名　電話（　）
工事現場管理者氏名　電話（　）
許可権者　福島県知事（福島県建設事務所長）
３０ｃｍ以上
１ｍ以上

別表

工事の種類	内　　容
擁壁工事	1　鉄筋コンクリート造の擁壁の基礎及び配筋の施行状況 2　練積擁壁の基礎及び壁体の厚さ、又はブロック材及び裏込コンクリートの施工厚さ
盛土工事	1　急傾斜面に盛土する場合における盛土前の段切その他の措置 2　盲排水管施設の施行状況
道路工事	路盤工の施行状況
貯水施設工事	1　根切完了したときの状況 2　床板又は底板の配筋施工状況
その他の工事	

様式５

福島県指令第　　号

（令達先）　（住所）
（氏名）

年　　月　　日付で申請のあった開発行為の変更については、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 35 条の２第１項の規定により、下記のとおり許可します。

年　　月　　日

（許可権者）

記

１．許可の内容

(1)　開発区域に含まれる地域の名称、面積

変更前	㎡
変更後	㎡

(2)予定建築物等の用途、面積

変更前	㎡
変更後	㎡

(3)開発行為に関する設計の内容

申請書の添付図書のとおり

(4)工事施行者住所氏名

変更前
変更後

２．許可条件

(1)　開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。

（施行期間）

(2)　開発行為の期間は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までとする。

(3)　その他は、　　年　　月　　日付け福島県指令第　　号のとおりとする。

（教　　示）

１　この条件に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、福島県開発審査会に対し、審査請求をすることができます。

2　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、福島県を被告として、提起しなければなりません。ただし、この処分について１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません。

様式５の２

文書番号

年　　月　　日

（協議者氏名）　　様

建設事務所長

開発行為変更協議成立通知書

年　　月　　日付で変更協議のあった開発行為については、下記のとおり協議が成立しましたので都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第３５条の２第１項の規定により、通知します。

なお、都市計画法第３４条の２第１項の規定により、本協議の成立をもって、開発行為の変更許可があったものとみなします。

記

１．協議の内容

(1)　開発区域に含まれる地域の名称、面積

変更前	㎡
変更後	㎡

(2)予定建築物等の用途、面積

変更前	㎡
変更後	㎡

(3)開発行為に関する設計の内容

申請書の添付図書のとおり

(4)工事施行者住所氏名

変更前
変更後

２．協議成立条件

(1)　開発行為は、協議書及び添付図書の内容に従って行うこと。

（施行期間）

(2)　開発行為の期間は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までとする。

(3)　その他は、　　年　　月　　日付け開発行為協議成立通知書のとおりとする。

様式６

福島県指令第　　号

（令達先）　（住所）

（氏名）

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 41 条第１項の規定により、下記「１」の土地について、下記「２」のとおり建ぺい率等の制限を指定します。

年　　月　　日

（許可権者）

記

１．指定する土地の区域

年　　月　　日付､福島県指令第　　号で許可した法第 29 条第１項の規定による開発行為の区域

２．(1)　制限の内容

ア　容積率

イ　建ぺい率

ウ　建築物の高さ

エ　外壁の後退距離

(2)　制限の期間

許可の日から法第８条第１項第１号の規定による用途地域が定められるまでの間とする。

（教　　示）

１　この条件に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、福島県知事に対し、審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、福島県を被告として、提起しなければなりません。ただし、この処分について１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません。

様式７

福島県指令第　　号

（令達先）　（住所）

（氏名）

年　　月　　日付で申請のあった建築行為等については、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 43 条第１項（第 41 条第２項ただし書、第 42 条第１項ただし書）の規定により、下記のとおり許可します。

年　月　日

（許可権者）

記

１．許可の内容

(1)　土地の所在、地番、及び面積

	㎡

(2)　建築物等の用途、面積

	㎡

２．許可条件

(1)　建築行為等は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。

(2)　許可行為の期間は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までとする。

(3)　許可を受けた土地の見やすい場所に、別記様式の建築標識を建築が完了するまでの間掲示しておくこと。

(4)　許可行為を中止又は廃止したときは、遅滞なく建設事務所長に届け出て災害等が発生しないよう措置すること。

（教　示）

１　この条件に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、福島県開発審査会に対し、審査請求をすることができます。

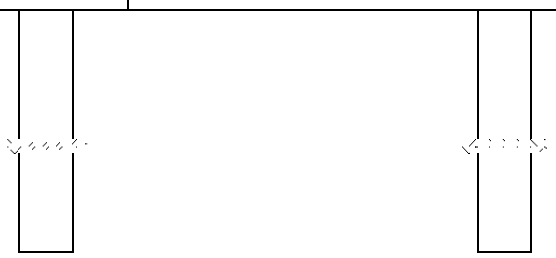
２　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、福島県を被告として、提起しなければなりません。ただし、この処分について１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません。

別記様式

←　　４０ｃｍ以上　　→

許可番号 建築標識 許可年月日	第　　号 年　月　日
建築予定期間	年　月　日～　　年　月　日
建築に係る土地の所在地番	
建築に係る土地の面積	㎡
許可を受けた者の住所、氏名	電話（　　）
工事施行者の住所、氏名	電話（　　）
建築物等の用途	
許可権者	

↑
３０ｃｍ以上
↓



↑
１ｍ以上
↓

様式７の２

文書番号

年　　月　　日

（協議者氏名）　　様

建設事務所長

予定建築物等以外の建築等協議成立通知書

年　　月　　日付で協議のあった建築行為等については、下記のとおり協議が成立しましたので都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第４２条第２項ただし書の規定により、通知します。

なお、都市計画法第４２条第２項の規定により、本協議の成立をもって、建築等の許可があったものとみなします。

記

１．協議の内容

(1)　土地の所在、地番、及び面積

	㎡

(2)　建築物等の用途、面積

	㎡

２．協議成立条件

(1)　建築行為等は、協議書及び添付図書の内容に従って行うこと。

(2)　許可行為の期間は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までとする。

(3)　許可を受けた土地の見やすい場所に、別記様式の建築標識を建築が完了するまでの間掲示しておくこと。

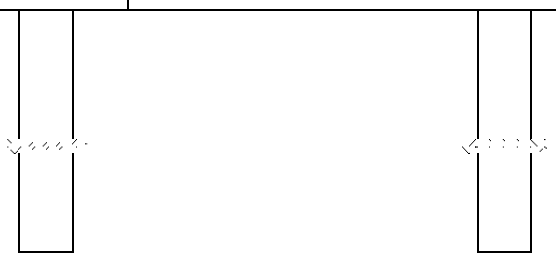
(4)　許可行為を中止又は廃止したときは、遅滞なく建設事務所長に届け出て災害等が発生しないよう措置すること。

別記様式

← ４０ｃｍ以上 →

許可番号	第　　号
建築標識 許可年月日	年　月　日
建築予定期間	年　月　日～　　年　月　日
建築に係る土地の所在地番	
建築に係る土地の面積	㎡
許可を受けた者の住所、氏名	電話（　　）
工事施行者の住所、氏名	電話（　　）
建築物等の用途	
許可権者	

↑ ３０ｃｍ以上 ↓



↑ １ｍ以上 ↓

様式７の３

文書番号

年　　月　　日

（協議者氏名）　　様

建設事務所長

市街化調整区域における建築等協議成立通知書

年　　月　　日付で協議のあった建築行為等については、下記のとおり協議が成立しましたので都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第４３条第３項の規定により、通知します。

なお、都市計画法第４３条第３項の規定により、本協議の成立をもって、建築等の許可があったものとみなします。

記

１．協議の内容

(1)　土地の所在、地番、及び面積

	㎡

(2)　建築物等の用途、面積

	㎡

２．協議成立条件

(1)　建築行為等は、協議書及び添付図書の内容に従って行うこと。

(2)　許可行為の期間は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までとする。

(3)　許可を受けた土地の見やすい場所に、別記様式の建築標識を建築が完了するまでの間掲示しておくこと。

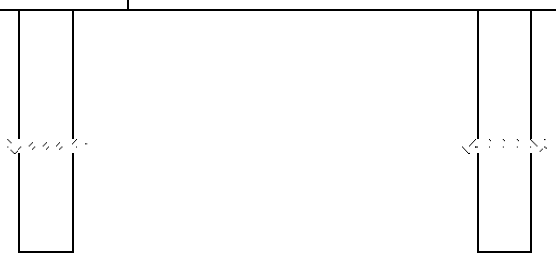
(4)　許可行為を中止又は廃止したときは、遅滞なく建設事務所長に届け出て災害等が発生しないよう措置すること。

別記様式

← ４０ｃｍ以上 →

許可番号 建築標識 許可年月日	第　　号 年　月　日
建築予定期間	年　月　日～　年　月　日
建築に係る土地の所在地番	
建築に係る土地の面積	㎡
許可を受けた者の住所、氏名	電話（　　）
工事施行者の住所、氏名	電話（　　）
建築物等の用途	
許可権者	

↑ ↓ ３０ｃｍ以上



↑ １ｍ以上 ↓

様式８

福島県指令第　　号

（令達先）　（住所）

（氏名）

年　　月　　日付で申請のあった工事完了公告前の建築行為等については、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 37 条第１号の規定により、下記のとおり承認します。

年　　月　　日

（承認権者）

記

１．承認の内容

(1)　土地の所在、地番、及び面積

	㎡

(2)　建築物等の用途、面積

	㎡

２．承認の条件

(1)　建築行為等は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。

(2)　承認を受けた土地の見やすい場所に、別記様式の建築標識を開発行為が完了するまでの間掲示しておくこと。

(3)　当該建築物は、開発行為の検査済証が交付されるまで使用しないこと。

(4)　建築行為等を中止又は廃止したときは、遅滞なく建設事務所長に届け出て災害等が発生しないよう措置すること。

（教　　示）

１　この条件に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、福島県知事に対し、審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、福島県を被告として、提起しなければなりません。ただし、この処分について１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません。

様式９

福島県指令第　　号

（令達先）　（住所）

（氏名）

年　　月　　日付で申請のあった地位の承継については、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 45 条の規定により、下記のとおり承認します。

年　　月　　日

（承認権者）

記

１．承認の内容

(1)　開発区域に含まれる地域の名称、面積

	㎡

(2)　承継者、被承継者の住所、氏名

被承継者
承 継 者

２．承継の条件

開発行為は、　　年　　月　　日付福島県指令第　　号の許可内容に従って行うこと。

（教　　示）

１　この条件に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、福島県知事に対し、審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、福島県を被告として、提起しなければなりません。ただし、この処分について１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません。

様式 10

福島県指令第　　号

（令達先）　（住所）

（氏名）

年　　月　　日付で申請のあった開発行為（建築行為等）については、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第１項（第 29 条第２項、第 35 条の２第１項、第 41 条第２項ただし書、第 42 条第１項ただし書、第 43 条第１項）の規定による許可はできません。

年　　月　　日

（許可権者）

記

１．許可できない内容

(1)　土地の所在、地番、及び面積

	㎡

(2)　建築物等の用途、面積

	㎡

２．許可できない理由

（教　　示）

１　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、福島県開発審査会に対し、審査請求をすることができます。

2　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、福島県を被告として、提起しなければなりません。ただし、この処分について１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません。

様式 11

福島県指令第　　号

（令達先）　（住所）

（氏名）

年　　月　　日付で申請のあった工事完了公告前の建築行為等については、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 37 条第１項の規定による承認はできません。

年　　月　　日

（承認権者）

記

１．承認できない内容

(1)　土地の所在、地番、及び面積

	㎡

(2)　建築物等の用途、面積

	㎡

２．承認できない理由

（教　　示）

１　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、福島県知事に対し、審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、福島県を被告として、提起しなければなりません。ただし、この処分について１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません。

様式 12

福島県指令第　　号

（令達先）　（住所）

（氏名）

年　　月　　日付で申請のあった地位承継については、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 45 条の規定による承認はできません。

年　　月　　日

（承認権者）

記

１．承認の内容

(1)　開発区域に含まれる地域の名称、面積

	㎡

(2)　承継者、被承継者の住所、氏名

被承継者	
承 継 者	

２．承認できない理由

（教　　示）

1　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、福島県知事に対し、審査請求をすることができます。

2　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、福島県を被告として、提起しなければなりません。ただし、この処分について１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません。

様式第 13

第　　号
年　　月　　日

高齢福祉課長　様

○　○　○　○

介護老人保健施設の開発許可に関する
確認について（依頼）

下記の施設が、介護保険法第 94 条第１項の許可がなされる見込みがあることを確認願います。

記

１名　　称

２所　在　地

３開　設　者

（事務担当　　電話　　）

様式 14

第　　号
年　　月　　日

高齢福祉課長　様

建設事務所長

介護老人保健施設に関する証明について（依頼）

下記の施設が、社会福祉法第２条第３項第 10 号に規定する第２種社会福祉事業の用に供されるものであることを証明願います。

記

１名　　称

２所　在　地

３開　設　者

（事務担当　　電話　　）

様式 15

通知文例

第　　号
年　　月　　日

様

福島県　　建設事務所長

都市計画法の規定による開発行為について（通知）

年　　月　　日付で申請のあったことについては、別紙のとおり許可しましたので、下記に留意して開発行為を行ってください。

記

１．都市計画法（以下「法」という。）及び許可に附された条件を遵守すること。
２．他の法令による許可等を要するものは、この許可とは別に、許可等を得る必要があります。
３．この許可の内容を変更するときは、法第 35 条の２第１項規定による変更許可を受けなければなりません。
４．工事が完了したときは、法第 36 条第１項の規定による完了届を提出して検査に合格しなければなりません。
５．開発行為に関する工事と建築行為等を、一体として行う必要があるもので、法第 36 条第３項の規定による工事完了検査及び完了公告前に建築等する場合は、法第 37 条第１号の規定による事前承認を受けなければなりません。
６．工事完了公告後において、建築物の用途を変更したりするときは、法第 42 条第１項ただし書の規定による許可を受けなければなりません。
７．上記の手続等に違反しますと、許可を取消したり、罰則が適用されることがあります。
８．開発行為に関して疑義があったり、詳細について知りたいことがあるときは次までご連絡ください。
（連絡先）

［法第 43 条第１項の建築許可等通知文例　省略］

様式 16

既存の権利者の届出受付台帳

一連番号	受付	届出者の住所・氏名	届出に係る土地			権利を有していた目的	権利の種類	その他必要な事項
			所在・地番	地目	地籍			
	年月日 第　号					例 自己の住宅	例 地上権	

様式 17

（表　面）

第　　号

身　分　証　明　書

職　　氏　　名

年　　月　　日生

上記の者は、都市計画法第 82 条第２項の規定による立入検査の権限を有する者であることを証する。

年　　月　　日

建設事務所長

（裏　面）

１．この証明書は、表記権限を行使する際に必ず携帯して、関係人の請求があったときは、いつでも提示すること。

２．この証明書の有効期間は、発行の日から　　年　　月　　日までとする。

様式 18

（表面）

開　　発　　登　　録　　簿

受付台帳番号	

開発許可の年月日	平成　　年　　月　　日付け福島県指令　　第　　号	法地第位45承条継	承認年月日	平成　　年　　月　　日付け福島県指令　　第　　号
開発許可を受けた者の住所及び氏名			承継人の住所・氏名	

工事施行者の住所・氏名	
開発区域に含まれる地域の名称及び面積	（面積　　平方メートル）
公共施設の種類、位置及び区域	別添図面（図面番号：　　）
法第41条第1項の規定による制限の内容	
予定建築物の用途（用途地域等の区域内のものを除く。）	

法第37条第1号の規定による建築物等の承認	承認年月日	平成　　年　　月　　日付け福島県指令　　第　　号
	承認を受けた者の住所・氏名	
	建築しようとする土地の所在地	（面積　　平方メートル）
	建築物の用途及び面積	（面積　　平方メートル）

工事着手年月日	平成　　年　　月　　日	工事完了届出	平成　　年　　月　　日
工事完了検査	検査　平成　　年　　月　　日 検査済証の交付　平成　　年　　月　　日	工事完了公告	平成　　年　　月　　日

変更許可	平成　　年　　月　　日	平成　　年　　月　　日	平成　　年　　月　　日	平成　　年　　月　　日

法第42条第1項ただし書きの規定による建築等の許可	許可の年月日	平成　　年　　月　　日付け福島県指令　　第　　号	新築・改築・用途の変更・新設
	許可を受けた者の住所・氏名		
	土地の所在及び面積	（面積　　平方メートル）	
	建築物の用途及び面積	（面積　　平方メートル）	
法第42条第2項の規定による国の機関との協議	協議者名		新築・改築・用途の変更・新設
	協議内容		

大規模開発に係る事務処理経過	基本計画	受付年月日　平成　　年　　月　　日 回答年月日　平成　　年　　月　　日	事前審査	受付年月日　平成　　年　　月　　日 回答年月日　平成　　年　　月　　日
法第81条の規定による監督処分				

（裏面）

法第41条第２項ただし書きの規定による許可		
	許　可　年　月　日	平成　　年　　月　　日付け福島県指令　　第　　号
	許可を受けた者の住所氏名	
	土地の所在及び面積	（面積　　平方メートル）
	建築物等の用途等	
	建築面積　　㎡：延床面積　　㎡：階数　　階：建築物の高さ　　m：外壁の後退距離　　m	
	許　可　年　月　日	平成　　年　　月　　日付け福島県指令　　第　　号
	許可を受けた者の住所氏名	
	土地の所在及び面積	（面積　　平方メートル）
	建築物等の用途等	
	建築面積　　㎡：延床面積　　㎡：階数　　階：建築物の高さ　　m：外壁の後退距離　　m	
	許　可　年　月　日	平成　　年　　月　　日付け福島県指令　　第　　号
	許可を受けた者の住所氏名	
	土地の所在及び面積	（面積　　平方メートル）
	建築物等の用途等	
	建築面積　　㎡：延床面積　　㎡：階数　　階：建築物の高さ　　m：外壁の後退距離　　m	
	許　可　年　月　日	平成　　年　　月　　日付け福島県指令　　第　　号
	許可を受けた者の住所氏名	
	土地の所在及び面積	（面積　　平方メートル）
	建築物等の用途等	
	建築面積　　㎡：延床面積　　㎡：階数　　階：建築物の高さ　　m：外壁の後退距離　　m	
	許　可　年　月　日	平成　　年　　月　　日付け福島県指令　　第　　号
	許可を受けた者の住所氏名	
	土地の所在及び面積	（面積　　平方メートル）
	建築物等の用途等	
	建築面積　　㎡：延床面積　　㎡：階数　　階：建築物の高さ　　m：外壁の後退距離　　m	
備　考		

３．都市計画法の大規模開発に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、５ヘクタール以上の開発行為（以下「大規模開発行為」という。）を行うにつき、法令に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（解釈基準）

第２条　この要綱の規定の解釈については、法令によるものとする。

（事前相談）

第３条　大規模開発行為を行おうとする者（以下「事業者」という。）より、開発の構想段階において事前に相談があった場合に、開発許可を担当する部局においては、当該開発の実施にあたり必要となる許認可、当該許認可に係る事務処理等について十分説明を行い、その後の手続の円滑化を図らなければならない。

（事前審査）

第４条　事業者は、事前相談等の際に指示された事項、調整を要するとされた事項等を整備の上、大規模開発事前審査願（第１号様式）を建設事務所長に提出し、実施設計書により事前審査を受けるものとする。

２　事業者は、事前審査と同時に関係機関と都市計画法（以下「法」という。）第 32 条第１項又は第２項の規定による協議を行うことができるが、協議書の締結は事前審査終了後とする。

ただし、特定の公共施設の協議に長期間を要することが予想される場合には、事前審査手続きに入る以前に協議を開始することができる。

第５条　建設事務所長及び知事は、それぞれ開発許可技術審査表（第２号様式）により事前審査を行うものとする。

２　建設事務所長は、大規模開発事前審査願の写し及び大規模開発事前審査表（第３号様式）を市町村長に送付し、意見の提出を求めるものとする。

３　建設事務所長は、開発許可技術審査表に意見を付して知事に進達しなければならない。（ただし、当該開発について開発許可権限を有する建設事務所長においてはこの限りでない。）

４　知事及び建設事務所長は、当該開発行為が適当であると認めるときには、その旨を願出者及び市町村長（知事が行う場合は建設事務所長経由）に通知しなければならない。

第６条　建設事務所長は、開発連絡会議を開催し、知事は必要に応じて市町村長、建設事務所長から構成される開発連絡会議を開催することができる。

２　開発連絡会議は、事業者より共同ヒアリングを行うとともに、関係部局、関係機関との連絡調整を行うものとする。

（審査期間）

第７条　事前審査の審査期間は原則として６ヵ月以内とし、６ヵ月以内に終了できないときは、審査中の機関はその理由を明確にして事業者に通知しなければならない。

（本申請）

第８条　事業者は、事前審査終了後、法第 30 条に規定する申請書に所要の図書を添付して本申請を行うものとする。

附　則

１　この要綱は、昭和 59 年 12 月１日から施行する。

2　福島県内の市街化調整区域における大規模開発に関する取扱要綱は廃止する。

附　則

この要綱は、昭和 62 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

1　この要綱は、平成 13 年 5 月 18 日から施行する。

2　この要綱の施行の際現にされている改正前の都市計画域内の大規模開発に関する要綱第 4 条第 1 項及び第 7 条第 1 項に規定する審査願については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成 19 年 11 月 30 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（第１号様式）

大規模開発事前審査願

次の開発行為の設計等について審査願います。

年　　月　　日

福　島　県　知　事
（福島県　　建設事務所長）

住所
願出者
氏名

計画概要	開発事業の名称	
	開発区域に含まれる土地の所在	
	開発区域の面積	
	工事着手月日 工事完了月日	年　　月　　日～　　年　　月　　日

（担当者の職、氏名
電話番号　　）

備考　１　願出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
　　２　設計説明書（別紙）及び設計図書を全て添付のこと。

（別紙）

設　計　説　明　書

設計の方針	開発種別	住宅地、工場、その他（　　）					
	基本方針						
開発区域の現況	地目	宅地	農地	山林	水路等国有地	その他（測量増）	合計
	面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
	比率	%	%	%	%	%	%
土地利用計画	区分	宅地	道路公園等公共施設	学校・公民館等公益施設	その他（のり等未利用地）	合計	
	面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	
	比率	%	%	%	%	%	
配置計画	施設名						
	面積		㎡	㎡	㎡		
	比率		%	%	%		
区画数	（　　）区画			計画人口	（　　）人		
給水施設	公営水道、簡易水道、その他						
汚水処理施設概要							

注（1）　基本方針欄には、計画上周辺地との関連や施行地との問題で特に注意した事項を記入すること。

（2）　公益施設の配置計画欄には、法第２９条第１項第３号及び政令第２７条の公益的施設について記入すること。

（第２号様式）

開　発　許　可　技　術　審　査　表

1	開発許可の概要		開発申請者名	
	件　　名		都市計画区域	都市計画区域
	地　　名		都市計画区域	線引区域　□　：非線引区域　□ 準都市計画区域　□　：区域外　□
	開発規模	ha	開発目的	宅地造成(　　戸)：その他(　　)
	接続道路	道　線 改良済□・未改良□	下流水系	級　川　改修済　□・未改修　□
	関連事業		風致地区等	風致地区　□・緑ﾏｽ　□（　　）
	特記事項			

2	開発計画の技術審査				
	項　　目	細　　目		評価	処　理　方　針
	1.全体計画				
		① 施設配置計画：			
		② 道路網計画：			
		③ 排水系統計画：			
		④ 周辺地域との調整：			
		⑤ 全体としての区域決定の妥当性:			
	2.造成計画				
	(1) 土　工				
	計　画	① 切土量　　‰	切土勾配　1:		
		切土法面工	小段処理		
		② 盛土量　　‰	盛土勾配　1:		
		盛土法面工	小段処理		
		③ 構造物計画			
		安定条件	基礎条件		
		④ 区域外土工(残土･採取土)			
		土工計画の審査結果			
	(2) 道　路	※ 接続道路との関連を調査すること。			
	計　画	① 現道交差条件	現道条件 W=　(WP=　)		
		現道勾配　　%	付加車線		
		現道交差計画			
		② 区域内道路計画			
		幹線道路計画			
		道路網形成			
		標準幅員 W=(　)	平面線形計画		

	項　　目	細　　目		評価	処　理　方　針
	(2) 道　路 計　画	③ 縦断曲線計画	最大勾配　　%:L=　m		
		現道交差箇所　ヶ所	交差勾配　　%:L=　m		
		構造物計画			
		幹線道路計画			
		④ 区画道路計画			
		道路網の形成			
		幅員 W=　(WP=　)	最大勾配　　%:L=　m		
		構造物計画			
		区画道路計画			
		道路形成の審査結果			
	(3) 排　水 計　画				
		降雨強度　　mm/hr	降雨確率(　):1/(　)		
		下流流下能力 Qa=　‰/S	算定根拠		
		洪水調節施設	Qomax=　　‰/S		
		洪水調節施設の構造計画			
		放流先の構造			
		排水施設計画	降雨強度 mm/hr(/)		
		排水構造計画			
		側　　溝	合流処理		
		排水計画の審査結果			
	(4) 公　園 緑　地				
		公園配置計画 (　　) %	公園施設計画		
		緑地配置計画 (　　) %	緑地施設計画		
		緑道・緩衝緑地等			
		緑マスタープランとの整合等			
		公園緑地計画の審査結果			
	(5) 施　設 計　画				
		① 下流処置計画	上位計画整合		
		処理施設	設置届出手続		
		下水管渠計画			
		処理施設計画			
		② 上水道計画	給水施設		

	項　　目	細　　目		評価	処　理　方　針
	(6) 施　設 計　画	③ ガス供給施設計画			
	(7) 防　災 計　画				
		① 工事中の防災計画			
		防災ダム計画	単位流出量 ‰/ha･year		
		土砂流出防止工			
		② 完成後の防災計画			
		沈砂池計画	単位流出量 ‰/ha･year		
		③ 消防計画			
		消火栓	防火槽		
	(8) 施　行 計　画				
		施行計画書			
		施行工程表			
		防災計画			
		安全計画			
		公害防止計画			
3	関係機関協議				
		道路管理者：（　　）			
		河川管理者：（　　）			
		私鉄等管理者：（　　）			
		農業施設管理者：（　　）			
		農　林　計　画：（　　）			
		その他の管理者：（　　）			
4	総　合　評　価				
審 査 機 関 名			審査者　職･氏名		

（第３号様式）

大 規 模 開 発 事 前 審 査 表

<table>
<tr><td rowspan="9">計画概要</td><td>開発予定者住所
氏　　名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>開発事業の名称</td><td colspan="3"></td><td>開発区域の
面　　積</td><td colspan="2">㎡</td></tr>
<tr><td>開発区域に含まれる
土地の所在</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">開発区域の土地の現況地目、面積及び比率</td><td>宅　地</td><td>農　地</td><td>山　林</td><td>水路等
国有地</td><td>そ の 他</td><td>合　計</td></tr>
<tr><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>%</td><td>%</td><td>%</td><td>%</td><td>%</td><td>%</td></tr>
<tr><td rowspan="3">土地利用計画</td><td>宅　地</td><td>道路公園等
公共施設</td><td>学校・公民館等
公益施設</td><td>そ の 他</td><td colspan="2">合　計</td></tr>
<tr><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td colspan="2">㎡</td></tr>
<tr><td>%</td><td>%</td><td>%</td><td>%</td><td colspan="2">%</td></tr>
<tr><td>開発の種別</td><td colspan="6">住宅地、工場、その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">他の法令による許認可を要するもの</td><td colspan="7">事　　項（根拠法令等）</td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="8">（市町村の土地利用計画上からの意見）

（市町村長の総合意見）</td></tr>
</table>

４．工事完了検査事務処理要領

（趣旨）

第１条　この要領は、都市計画法（以下「法」という。）第 29 条第１項又は第２項の規定による許可をした開発行為に関する工事（以下「工事」という。）の検査の手続等について必要な事項を定める。

（検査の種類）

第２条　工事の検査の種類は、中間検査、完了検査、再検査及び立入検査とする。

２　中間検査とは、法第 79 条の規定による許可に附した条件に基づいて、工事の中途において実施する検査をいうものとする。

３　完了検査とは、法第 36 条第２項の規定による検査をいうものとする。

４　再検査とは、工事の手直等の後において再度行う検査をいうものとする。

５　立入検査とは、法第 82 条第１項の規定による検査をいうものとする。

（検査の方法）

第３条　前条の検査は、当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて判定するもののほか、別表の「工事検査の方法」により、その適合を判定するものとする。

２　当該工事により設計される公共施設（法第４条第 14 項の規定による公共施設をいう。以下同じ。）の検査については、前項に定めるもののほか、当該公共施設を管理することとなる者の定める工事検査の方法により、その適否を判定するものとする。

（検査員）

第４条　第２条の検査は、建設事務所長又は建設事務所長が当該建設事務所の職員のなかからあらかじめ命じた者（以下「検査員」という。）が実施するものとする。

２　前項の検査員は技術職員でなければなることができない。ただし、当該工事の区域が小さいものであり、かつ、技術的判断の要素が少ないと建設事務所長が認めたものについてはこの限りでない。

（検査日時等の通知）

第５条　建設事務所長は、工事検査を実施しようとするときは第１号様式による工事検査通知書により、当該開発許可を受けた者に検査の日時等を通知するものとする。

（検査立合人）

第６条　建設事務所長は、工事の検査を実施するのに必要と認めるときは、法第 32 条第１項の規定による公共施設の管理者及び法第 32 条第２項の規定による公共施設の管理予定者（以下「検査立合人」という。）に、第２号様式による検査立合依頼書により、検査の立合を求めることができるものとする。

２　検査員は、検査立合人に対して当該工事の検査の内容について意見を求めることができる。

（検査結果の報告）

第７条　検査員は第２条の検査を実施したときは、遅滞なく建設事務所長にその結果を第３号様式による検査報告書により報告しなければならない。

（工事の手直し等の指示）

第８条　建設事務所長は、前条の報告により当該工事が当該開発許可の内容に適合していないと認めたときは、法第 80 条第１項の規定による勧告等の措置をし、又は法第 81 条第１項の規定による監督処分をする場合を除くほか、第４号等様式による指示書により、工事の手直しを指示するものとする。

２　前項の工事の手直しを指示するときは、法第 36 条第２項の規定による検査済証を交付できない旨を合わせ

て通知し、かつ、指示された工事が完了したときは第５号様式による手直し工事完了届を提出することを求めるものとする。

３　前項の手直し工事完了届に関する工事の検査については、第３条から前項までの規定を準用する。

（工事完了検査済証の交付）

第９条　建設事務所長は、当該工事が当該開発許可の内容及び別表「工事検査の方法」に適合していると認めたときは、第６号又は第７号様式の検査済証を当該開発許可を受けた者に交付しなければならない。

２　建設事務所長は、検査済証を交付したときは、その写しを当該市町村の長に送付するものとする。

（工事完了の公告の方法）

第 10 条　建設事務所長は、検査済証を交付したときは、第８号様式による工事完了公告書を建設事務所の公衆の見易い場所に設置する掲示板に掲示して公示するものとする。

附　則

この要領は、昭和 62 年 10 月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 13 年５月 18 日から施行する。

附　則

この要領は、平成 14 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年８月 20 日から施行する。

別表

工　事　検　査　の　方　法

方　　法

完了検査の実施に当っては、施行区域の安全及び機能に重大な影響を及ぼすものを主体に適宜測定する。

なお、この工事検定の方法に含まれないものについては、県土木部の検査の方法を準用して行うものとする。

測定の結果、設計図書と相違する箇所が発見された場合は、工事手直指示書により手直工事を命ずる。

ただし、敷地の機能、維持上支障をきたさないと認められる軽微なものについては、検査員の判定により指示事項とする。

基礎工事等工事の進捗により、明視できない工事部分については別表「工事写真の整備について」に従い、写真の整備をしておくこと。

石積（張）、ブロック積（張）工

法　長　　原則としては法長変化点で主として根入長を測定する。根入深さの許容範囲は－５㎝以内とする。
石積天端部の高さが設計書と相違して宅地の機能、維持に支障をきたす場合は改造を命ずる。

法勾配　　適宜測定し許容範囲に－0.5 分以内とし、＋緩は検査員の判定による。

胴、裏コンクリート　　１ヶ／300 ㎡で測定し、許容範囲は－２㎝とする。

裏込礫　　適宜測定し検査員の判定による。

水抜穴　　適宜測定し検査員の判定による。

擁壁コンクリート

法　長　　原則として法長変化点で主として根入長を測定する。根入深さの許容範囲は、－５㎝以内とし、擁壁の高さが設計書と相違して宅地の機能維持に支障をきたす場合は改造を命ずる。

法勾配　　適宜測定し、許容範囲は－0.5 分以内とし、＋緩は検査員の判定による。

天端幅、敷幅　　適宜測定し、許容範囲は天端幅で±２㎝、敷幅で±２㎝以内とする。

盛　　土

地山の排水処理

締め固め、段切り等の施工を適宜検査する。

その他　　宅地造成及び特定盛土等規制法第 15 条第２項又は第 34 条第２項の規定に基づき、同法第 12 条第１項又は第 30 条第１項の許可があったものとみなされる場合は、以下の点についても検査する。

①盛土又は切土の直高、法勾配、面積について、許可の内容に適合していること。

②小段幅を１箇所／40m で測定し、許容範囲は-10cm とする。

③雨水等の排水処理施設が、適切な配置、構造で適切に施工されていること。

④締め固め、段切り等の施工が盛土等防災マニュアルの基準に適合していることを適宜工事写真や資料等にて検査する。

道　　路

砂利敷　最低２ヶ所程度とし許容範囲は敷砂利の厚さの－３㎝以内とし、転圧は検査員の判定による。

防塵処理及び表面処理舗装　十分転圧してあり、浮石がなく、処理財が一様に散布しているか観察する。

簡易舗装　　アスファルト舗装

路盤工は最低２ヶ所以上を測定し、許容範囲は厚さの－10％以内とする。

表層工は最低２ヶ所以上を測定し、許容範囲は厚さの－10％以内とする。

平たん性は適宜観察し、路面排水に支障がある場合は改造を命ずる。

幅　　員　　適宜測定し、許容範囲は－2.5 ㎝

中　間　検　査　の　方　法

目　　的

中間検査は宅地の安全に密接な関連のある工種の中間工程における施行管理の状況、品質管理状況及び施行地区周辺との関連を把握することを目的とする。

方　　法

中間検査の実施に当っては開発行為に係る検査の方法及び県土木部検査の方法に準拠して行うものとする。

重　点　調　査　事　項

① 施行管理

許可条件が適切に遵守されているか否かを確認する。

ア　盛土及び切土……沈下または崩壊が生じないよう締め固めまたは段切等が設計図に基づき適切に実施されているか否か確認する。

切取法長と小段の設置、法面保護との適否

イ　石積及びブロック積工

法長及び法勾配……根入深さの堀削及び写真判定

胴込及び裏込みコンクリート……１ヶ 300 ㎡毎に抜取、填充状況や品質を確認する。

裏込礫……透水層としての質量、機能について確認する。

（土砂の根入、礫の粒径その他）

水抜穴……寸法、数量及び設置状況について確認する。

特に在石使用のものは品質に、空石積（張）の場合は施行状況について確認する。

ウ　擁壁工……石積工に準じた確認方法で行う外さく孔注水及び強度試験を行う。

（テストハンマー等）

エ　管渠工……接合、マンホール等の取付及び縦断勾配を確認する。

埋設深度、埋戻しの適否の確認

オ　側溝工……敷厚及び溝蓋受部の不陸等について確認する。

コンクリート柵工……線形の通り、支柱頭部の損傷の有無、両岸施行の際は柵工杭間隔を確認する。

カ　路盤工……縦横断勾配、骨材、結合材の品質形状粒度、路盤の厚さ不陸、亀裂等の適否について確認する。

キ　橋　梁……基準高、幅員、桁間隔、桁断面、横断勾配、高欄、地覆等を確認する。

コンクリートの品質は管理試験資料またはテストハンマー等によって確認する。

伸縮継手、支承部取付状況の確認

排水管、その他付属部の取付状況の確認

ク　防災調節池等……床堺寸法、放流管敷設状況、盛土のまき出し厚さ及び転圧状況の確認

② 現場管理

土砂及び地区内水の排除と周辺との関係、防災措置の確認

進入路、材料運搬道路の保全措置の確認、材料の保管状況の確認

③ 品質管理

（注）検査はすべて実測を原則とするがやむを得ない場合は写真判定とする。

工 事 写 真 の 整 備 に つ い て

1　写真の撮影

(1) 工事写真は、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を撮影する。

(2) 撮影の要領は、別表による。

2　提出用写真の整理

(1) 台紙の大きさは、原則としてＡ４判とする。

(2) 表紙には、次の事項を記入する。

工事名、工事箇所、着工、竣功年月日、写真全枚数、施行者名

(3) 写真の整理は、初め竣功写真を、次に着工前写真を添付し、対照できるようにすること。

(4) 工事中の写真は、各工種について施工の順に応じて整理すること。

(別表)

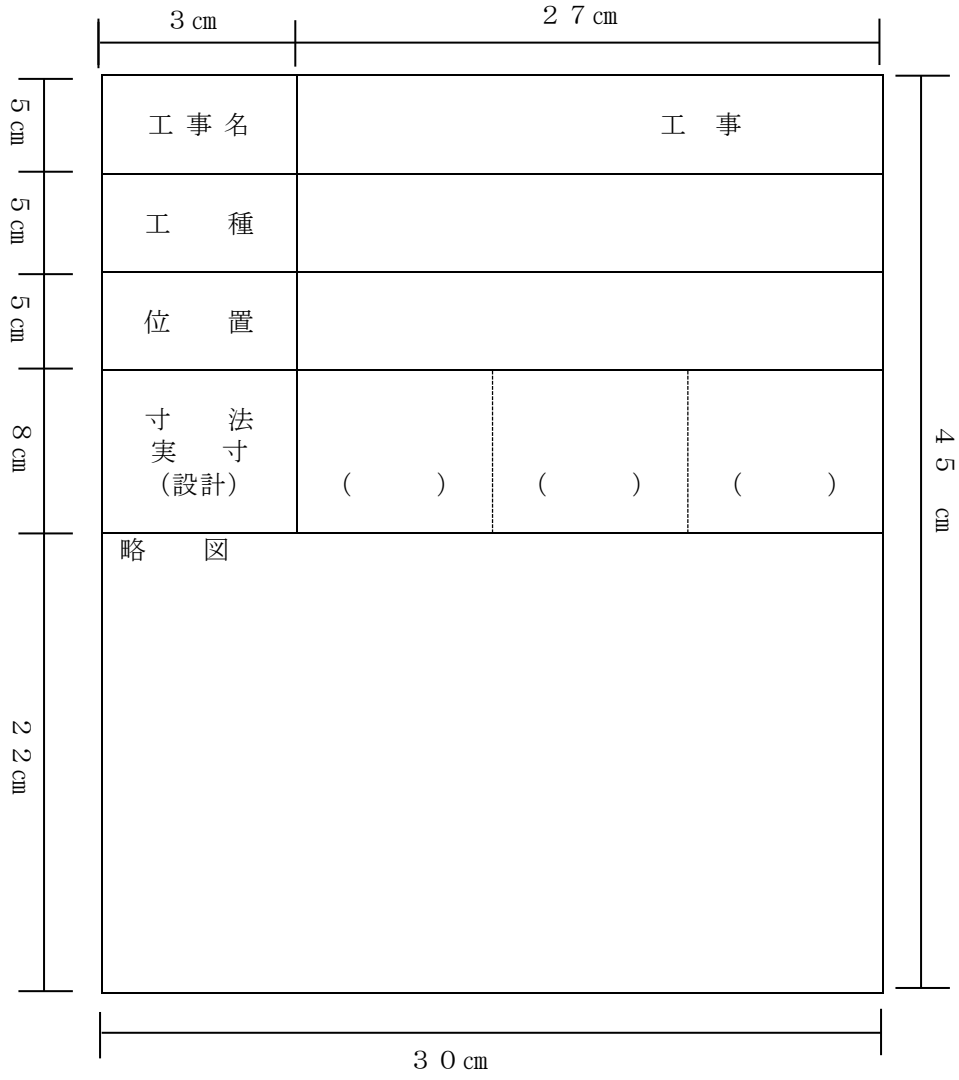
工 事 写 真 の 撮 影 要 領

区分	撮　影　種　目	撮 影 基 準	管 理 方 法	処　置
工事状況写真	1．工事着手前および工事完成写真 2．工事施行中の写真 (1)　施行状況写真 (2)　検収写真 (3)　品質確認写真 (4)　図面等と現地との不一致の写真 (5) その他施行中の写真 3．工事中の安全管理関係写真	・撮影された写真が状況･場所･時期･寸法等の確認、判定等ができるよう工夫するものとする。 ・写された写真の目的を明確にするため次の事項を記入した小黒板を写し込むものとする。		・現像焼付け後、目的通り撮影されていないものは、すみやかに撮り直しを行なうものとし、再撮影不能のもの、撮り落としたものについては、ただちに報告し、その処置について指示を受けるものとする。
できあがり形管理用写真	1．石積(張)工、コンクリート工、擁壁工、地下排水工、吹付け工、側溝工、管(函)キョ工等のでき形寸法およびこれらの基礎工で完成後明視できないもの	・小黒板の寸法は 45 ㎝×30 ㎝とする。 イ　工事名 ロ　工　種 ハ　位　置 ニ　設計寸法 ホ　実測寸法 ヘ　略　図	・撮影後は、できるだけすみやかに現像、焼付けを行ない、目的どおり撮影が行なわれたかどうか確かめるものとする。	

（別表）

区分	撮影種目	撮影基準	管理方法	処置
できあがり形管理用写真	2．トンネル支保工(埋設)建込間隔、防水工覆工厚、排水堅工、しゃ水膜、集水ます、インバート巻厚のでき形寸法およびこれらの基礎工で完成後明視できないもの。 3．抗門工、水門、ひ門、ひ管、床固め、せき橋台、橋脚等のでき形寸法および井筒その他基礎工で完成後明視できないもの。 4．床堀、置換工、段切り、まき出し厚、衣土厚、地盤線の変化点等における寸法等。 5．路盤工の厚さ、のり覆工、根固工、のり留工等の基礎またはコンクリート等で完成後明視できないものの寸法等。 6．コンクリート工等の鉄筋、鉄網、伸縮継手等の鉄筋の位置、組立寸法。 7．その他のもので完成後明視できなくなるもののでき形寸法	・写真の大きさは9㎝×6㎝を標準とする。 ・ただし、必要によりサービス判またはつなぎ写真とすることができる。	・写真は工種、種別細別ごとに整理しアルバムに整理はりつけするものとする。	・現像焼付け後撮影された写真と被写体または、他の記録等と対処し、より適切な撮影が行なわれるよう処置しなければならない。
工事中の災害写真	1．被災前の写真(上記の各種目の写真と兼用できる) 2．被災中の写真 3．被災後の写真 (1) 全ぼう写真 (2) 部分写真			

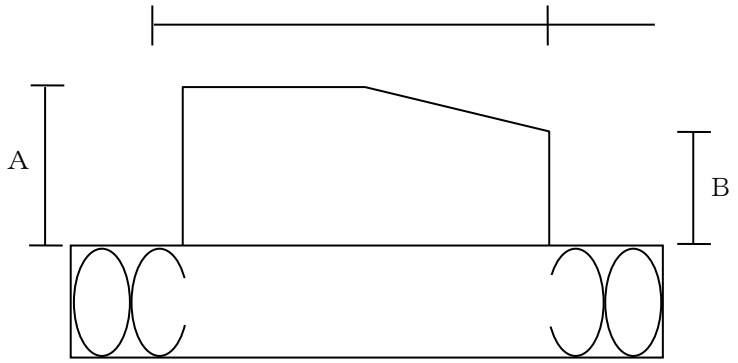
工事写真の撮影に使用する小黒板



記　　入　　例

工事名	道　路　改　良　工　事		
工　種	石積用基礎コンクリート		
位　置	NO46 ＋ 15m 右 側		
寸法 実寸 (設計)	A 25.5 (25.0)	B 15.3 (15.0)	C 46.0 (45.0)

略　図



第１号様式

工事完了検査通知書

第　　号
年　　月　　日

様

福島県　　建設事務所長

開発行為に関する工事（完了・中間・再）検査の実施について（通知）

このことについては、都市計画法第 36 条第２項の規定により下記のとおり検査を実施します。

記

１．検　査　日　時　　年　　月　　日　　時　　分頃
２．検査をする開発区域の名称
３．参　　集　　者　　開発許可を受けた者
　　工事施行者
　　設計者

（注）代理出席される場合には、委任状を用意してください。

第２号様式

開発行為に関する工事完了検査立合依頼書

第　　号
年　　月　　日

様

福島県　　建設事務所長

開発行為に関する工事（完了・中間・再）検査の実施について（依頼）

このことについては、別紙のとおりですので検査の立合いをお願いします。

第３号様式

所　　長	次　　長	課　　長	係　　長	本件検査を に命ずる

開発行為に関する工事{中間／完了／手直}検査報告書

開発許可年月日番号	完了届年月日番号	検査（予定）年月日
・　・　第　　号	・　・　第　　号	・　・　第　　号

立会人	建設事務所	市　町　村	許可受人	工事施工者

１．開発行為の内容

開発区域	（市調）		面積	㎡
許可を受けた者の住所氏名		工事施行者住所 氏　　名		

２．検査所見

３．手直し指示事項

（技術）	結果	
（事務）	結果	

4．再　検　査

再検査年月日	・　　・	立　会　人	
所　　見			

以上のとおり検査をしました。

年　　月　　日

検査員職名

判　　定	合　　格	不　　合　　格
備　　考		

所　　長	次　　長	課　　長	係　　長	係　　員

第４号様式

第　　号
年　　月　　日

様

福島県　　建設事務所長

開発行為に関する工事の手直しについて（通知）

年　　月　　日に実施した都市計画法第 36 条第２項の規定に基づく工事完了の検査の結果、別紙のとおり工事の手直しを指示します。手直し工事が完了したときは別添工事完了届書により届出てください。

なお、再検査に合格するまで検査済証を交付することはできませんのでご了知願います。

（注）この指示にしたがわないときは、都市計画法第 81 条の規定により監督処分として是正命令を行うこととなります。

第４号様式別紙

工　事　手　直　指　示　書

開発行為に関する工事完了検査の結果を下記のとおり指示する。

許可番号		開発区域の名称	
許可年月日		着手年月日 完了年月日	年　月　日着手 年　月　日完了
開発者		検査年月日	年　月　日
設計者		検査員	
工事施行者		検査立会人	
手直事項			
指示事項			
手直期日	年　月　日	手直完了後の検査	再検査

注意　１．開発者又は工事施行者は、完了検査に合格しなかったときは、遅滞なく補修又は改造の上別紙による届を行い再び検査を受けなければならない。

２．開発者又は工事施行者は、その工事において地中又は水中等外部に現れてない工事で、その適否を判定したものは写真を添付すること。

第５号様式

手 直 し 工 事 完 了 届 書

年　　月　　日

福島県　　建設事務所長

届出書　住所

氏名

　　年　　月　　日付　　第　　号で指示のあった工事の手直しについて、工事を完了したので届け出ます。

（注）１．届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
　　２．添付書類：工事写真等

第６号様式

開発行為に関する工事の検査済証

第　　号
年　　月　　日

福島県　　建設事務所長

下記の開発行為に関する工事は、　　年　　月　　日検査の結果都市計画法第 29 条第１項（第２項）の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

１．許　可　番　号　　年　　月　　日　　第　　号
２．開発区域又は工区に含まれる地域の名称
３．許可を受けた者の住所及び氏名

第７号様式

公共施設に関する工事の検査済証

第　　号
年　　月　　日

福島県　　建設事務所長

下記の公共施設に関する工事は、　　年　　月　　日検査の結果都市計画法第 29 条第１項（第２項）の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

１．許　可　番　号　　年　　月　　日　　第　　号
２．工事を完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称
３．工事を完了した公共施設
４．許可を受けた者の住所及び氏名

第８号様式

開発行為に関する工事完了公告

第　　号
年　　月　　日

福島県　　建設事務所長

下記の開発行為に関する工事は　　年　　月　　日検査の結果完了していると認められるので都市計画法第 36 条第３項の規定により公告する。

記

開発許可番号		年　　月　　日　　第　　号
開発区域又は工区に含まれる地域の名称		
開発許可を受けた者の住所氏名		
公共施設	種類	
	位置	
	区域	
備考		

（参考）開発登録簿の閲覧場所：福島県　　建設事務所

５．違反開発行為等事務処理要領

第１章　総　則

（目的）

第１条

この要領は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）（以下「法」という。）第３章第１節に係る開発行為等の規制に違反する開発行為及び建築物の建築（以下「違反行為等」という。）の是正等に関する事務手続きを定め、事務の迅速かつ適切な処理を図り違反行為等の防止を図ることを目的とする。

（事務処理上の心構え）

第２条

違反行為等に関する事務処理は、厳正かつ公正な態度で臨み、迅速、正確かつ積極的に行うとともに、不公平な処分にならないよう十分に留意しなければならない。

（事務分掌等）

第３条

１　この要領で定める事務は、建設事務所長が行うものとする。

２　建設事務所長は、この要領に定める事務を適切に行うため、土木部都市総室都市計画課をはじめ、関係機関との連携を密にしなければならない。

第２章　パトロール等

（パトロールの実施等）

第４条

１　建設事務所長は、定期的に所管区域のパトロールを実施し、違反行為等の早期発見と未然防止に努めなければならない。また、許可事案又は違反行為等で是正中である事案については、その施行状況又は是正状況を視認するものとする。

２　建設事務所長は、パトロールの実施にあたり、必要に応じ関係市町村長の協力を得るものとする。

３　建設事務所長は、パトロールにより違反行為等を発見した場合には、当該案件に関する各種法規制調査、外観調査等を実施するものとする。

４　建設事務所長は、パトロールを実施した際には「パトロール報告書」（様式第１号）を作成するものとする。

第３章　違反行為等に対する措置等

（通報等を受けた場合の措置及び初期調査）

第５条

１　建設事務所長は、住民からの通報等を受けた場合には「通報等受信簿」（様式第２号）を作成し、当該案件に関する各種法規制調査を実施するとともに関係市町村等からの情報収集に努め、必要に応じ、情報を提供するものとする。

２　建設事務所長は、通報等案件について、違反行為等の疑いがあると判断した場合には、現地に赴き外観

調査を実施するものとする。

（違反行為等報告書）

第６条

建設事務所長は、第４条又は第５条により、違反行為等を発見した場合は、「違反報告書」（様式第３号）　を作成するとともに、違反台帳（様式第４号）に記載しなければならない。

（現地調査）

第７条

１　建設事務所長は、違反行為等を発見した場合には、違反行為等の現地を調査（以下「現地調査」という。）するものとする。

２　建設事務所長は、現地調査にあたり、土地所有者、建築物所有者、開発事業者等（以下「関係者」という。）に対し、現地調査は、法に基づく立入検査ではなく任意のものであることを説明し、調査の承諾及び立会等の協力を求めるものとする。

３　建設事務所長は、現地調査にあたり関係者からの承諾等が得られない場合には、引き続き調査の承諾について要請するものとするが、それでもなお承諾が得られず、調査が必要であると判断した場合には、法第 82 条の規定に基づく立入検査（以下「立入検査」という。）として、実施するものとする。

４　違反行為等の現地に立ち入る場合は、「開発許可等に係る事務処理要領」12 で規定する身分証明書を携帯し、関係人からの要求があったときはこれを提示しなければならない。

また、建築物に立ち入る場合は、あらかじめ所有者等の承諾を得なければならない。

５　現地調査は、現地調査カード（様式第５号）に記載されている事項に基づき実施するものとする。

（事情聴取）

第８条

１　建設事務所長は、違反行為等について、その内容を把握し是正指導を行うため、関係者からの事情聴取を行うものとする。

ただし、現地調査時に、関係者からの聞取りを終了している場合は、この限りではない。

２　建設事務所長は、事情聴取の必要があると判断したときは、事情聴取のための通知書（様式第６号）を送付するものとする。

３　建設事務所長は、通知書による呼び出しにも係わらず関係者がこれに応じない場合には、数次呼び出しを行うものとする。

４　事情聴取は、事情聴取カード（様式第７号）に記載されている事項により実施するものとする。

５　建設事務所長は、関係者が数次の呼び出しに応じない場合には、質問書（様式第８号の１及び第８号の２）により照会するものとする。

（処理方針）

第９条

１　建設事務所長は、現地調査、事情聴取等の結果を踏まえ、違反行為等に対する処理方針について検討するものとする。

２　建設事務所長は、処理方針の決定にあたっては、事前に、都市計画課長と協議しなければならない。

（是正計画）

第 10 条

１　建設事務所長は、処理方針に基づき、是正指導通知書（様式第９号）により違反行為者に対し違反状態

を是正するよう指導するものとする。

2　建設事務所長は、違反行為者から自主的な是正の意志表示が示された場合には、是正計画書（様式第 10 号）の提出を求めるものとする。

（是正勧告）

第 11 条

1　建設事務所長は、違反行為者が法の許可を受けていない者であり是正措置を行う必要がある場合には、是正措置勧告書（様式第 11 号）により、是正のための勧告を行うものとする。

2　建設事務所長は、違反行為者が法の許可を受けた者であり是正措置を行う必要がある場合には、是正措置勧告書（様式第 12 号）により法第 80 条第１項の規定に基づく勧告を行うものとする。

3　建設事務所長は、違反行為者が是正勧告に応じない場合には、再度勧告を行うものとする。

第４章　監督処分

（監督処分の検討）

第 12 条

1　建設事務所長は、違反行為者が、数次の是正勧告に従わない場合には、法第 81 条第１項の規定による命令（以下「監督処分」という。）の実施について検討するものとする。

2　建設事務所長は、監督処分を実施しようとする場合には、事前に、都市計画グループ参事に協議しなければならない。

（聴聞等）

第 13 条

建設事務所長は、監督処分を実施しようとする場合には、行政手続法（平成５年法律第 88 号）及び福島県聴聞規則（平成６年規則第 101 号）に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与をしなければならない。

（監督処分）

第 14 条

1　建設事務所長は、前条の規定による聴聞等を行った後、違反内容・程度等の諸事情を斟酌し、違反態様に応じて監督処分を行うものとする。

2　監督処分は、指令書（様式第 13 号)により行うものとする。

第５章　監督処分後の処置

（処分に係る公示）

第 15 条

建設事務所長は、監督処分を行った場合は、法第 81 条第３項の規定に基づき、是正を命じた旨の標識（様式第 14 号)を設置するとともにその旨を公示しなければならない。

（水道、電気、ガスの各事業者に対する協力の依頼）

第 16 条

建設事務所長は、市街化調整区域内で法第 29 条第１項に違反し、第 14 条第１項の監督処分を受けた者の土地又はその土地にある建築物その他の工作物に係る水道、電気、ガスの供給の申し込みの承諾に関し、

当該水道事業者、電気事業者、ガス事業者（以下「水道事業者等」という。）に対して承諾保留の要請を行うことができるものとする。

上記の要請は、供給の申し込みの承諾保留依頼書（様式第 15 号）により行うものとする。

（処分の解除）

第 17 条

1　建設事務所長は、監督処分をした場合において、当該処分を解除する必要があるときは、速やかに、被処分者に対し命令解除通知（様式 16 号）を、また、第 16 条による水道等の供給の申し込みの承諾保留を依頼している場合には、水道事業者等に水道等供給保留解除通知（様式第 17 号）を送付するものとする。

2　建設事務所長は、前項の場合においては、第 15 条で規定する標識を除去するものとする。

（告発）

第 18 条

1　建設事務所長は、監督処分に従わない者で著しく悪質なものについては、刑事訴訟法第 239 条第２項の規定に基づき、違反行為等が行われた土地を所管する警察署長に対し、告発書（様式第 18 号）により告発できるものとする。

2　建設事務所長は、告発しようとする場合には、事前に、都市計画課長に協議しなければならない。

（行政代執行）

第 19 条

1　建設事務所長は、監督処分として行った命令に従わない案件については、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）に基づき行政代執行を行うことができるものとする。

2　建設事務所長は、行政代執行を実施しようとする場合には、事前に、都市計画課長に協議しなければならない。

第６章　雑　則

（緊急措置）

第 20 条

建設事務所長は、違反行為等に関する事務処理について、特殊又は緊急を要する案件については、都市計画課長と協議して事務処理を行うものとする。

（違反行為者等不明の場合）

第 21 条

建設事務所長は、現地調査等により、違反行為等に関し違反状態を是正せさるための措置を命ずべき者を確知できない場合は、引き続き確認調査を実施するものとするが、それでもなお確知できない場合には、法第 81 条第２項の規定に基づく手続きを行うものとする。

（是正措置の完結）

第 22 条

建設事務所長は、違反行為等の是正措置について、原状回復その他の是正措置行為の終了をもって、是正措置の完結とすることができる。

附　則

この要領は、平成 11 年 12 月 17 日から施行する。

附　則

この要領は、平成 13 年５月 18 日から施行する。

附　則

この要領は、平成 15 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 17 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 28 年２月３日から施行する。ただし、様式１３号の改正規定は、平成 28 年４月１日より施行する。

附　則

この要領は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

様式第１号

パ　ト　ロ　ー　ル　報　告　書

<table>
<tr><td>年　月　日</td><td colspan="4">年　月　日(　)　時　～　時　天候(　)</td><td>実施者</td><td>職　　氏 名</td></tr>
<tr><td>パトロール
実施区域</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">許可事案の

確　　認</td><td>要 確 認 件 数</td><td>件</td><td>適正に施行中</td><td>件</td><td colspan="2" rowspan="2">(不適正と判断される事案の概要)</td></tr>
<tr><td>内 確 認 件 数</td><td>件</td><td>不　適　正</td><td>件</td></tr>
<tr><td colspan="6">(不適正と判断される事案に対する対応方針)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">指導事案の

確　　認</td><td>要 確 認 件 数</td><td>件</td><td>適正に施行中</td><td>件</td><td colspan="2" rowspan="2">(不適正と判断される事案の概要)</td></tr>
<tr><td>内 確 認 件 数</td><td>件</td><td>不　適　正</td><td>件</td></tr>
<tr><td colspan="6">(不適正と判断される事案に対する対応方針)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">新規発見

事　　案</td><td>区域の別</td><td colspan="2">市街化区域･市街化調整区域･非線引地域
準都市計画区域･区域外</td><td>第　条第　項違反</td><td>建築物等の態様</td><td>造　階建　棟</td></tr>
<tr><td>違反の
概要</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="6">(違反事案に対する対応方針)</td></tr>
</table>

様式第２号

通　報　等　受　信　簿

受信年月日	年　　月　　日（　　）	受信者	職　　氏名
通報の場所			
行為者の住所・氏名	住　所 氏　名		
施工者の住所・氏名	住　所 氏　名		
通報者の住所・氏名	住　所 氏　名		
事案の内容			
対応方針			
対応結果			

様式第３号（１/４）

違　反　報　告　書

違　反　場　所	市 町 村	字	地内	
違　反　概　要				
発見日･発見方法	年　月　日　パトロール・通報・投書・陳情・その他（　　）			
開発行為の目的 開発区域の規模	㎡			
建築物の用途・ 構　造　・　規　模	造地上 地上　階建	建築面積 延べ面積 敷地面積	㎡ ㎡ ㎡	
区　域　区　分	市街化区域・市街化調整区域・非線引き区域・準都市計画区域・区域外			
	用　途　の　別			
	他法令指定区域			
違反行為者の住所・氏名	住所 氏名			
工事施行者の住所・氏名	住所 氏名			
土地所有者の住所・氏名	住所 氏名			
建物所有者の住所・氏名	住所 氏名			
違反法令条項	第　条第　項 (違反内容)			
他法令の違反状況	第　条第　項 (違反内容)			
開発許可の有無等	有・無	都市計画法第　条第　項　年　月　日　第　号		
	許可を受けた者		予定建築物	

様式第３号（２/４）

処　理　方　針	

処　分　権　者　の　指　導　状　況　等		
項　　目	年 月 日	内　　容
	・　・	
	・　・	
	・　・	
	・　・	
	・　・	
	・　・	
	・　・	
	・　・	
	・　・	
	・　・	
	・　・	

他　機　関　の　指　導　状　況　等		
	・　・	
	・　・	
	・　・	
	・　・	
	・　・	
	・　・	

様式第３号（３／４）

位置図(50,000 分の 1)	
区域図(2,500 分の 1)	

様式第３号（４/４）

撮影年月日	年　　月　　日	撮影者	職　　氏　名

様式第４号

違　反　台　帳

No	違反行為者の住所･氏名	違　反　の　場　所	違　反　条　項　等	処　理　年　月　日			
	住 所 氏 名		都市計画法第　条第　項違反 用途 敷面　　㎡延面　　㎡ 造　　階建	違反確認			
				現地調査			
				聴　　聞			
				監督処分			
				是正完了			
	住 所 氏 名		都市計画法第　条第　項違反 用途 敷面　　㎡延面　　㎡ 造　　階建	違反確認			
				現地調査			
				聴　　聞			
				監督処分			
				是正完了			
	住 所 氏 名		都市計画法第　条第　項違反 用途 敷面　　㎡延面　　㎡ 造　　階建	違反確認			
				現地調査			
				聴　　聞			
				監督処分			
				是正完了			
	住 所 氏 名		都市計画法第　条第　項違反 用途 敷面　　㎡延面　　㎡ 造　　階建	違反確認			
				現地調査			
				聴　　聞			
				監督処分			
				是正完了			
	住 所 氏 名		都市計画法第　条第　項違反 用途 敷面　　㎡延面　　㎡ 造　　階建	違反確認			
				現地調査			
				聴　　聞			
				監督処分			
				是正完了			
	住 所 氏 名		都市計画法第　条第　項違反 用途 敷面　　㎡延面　　㎡ 造　　階建	違反確認			
				現地調査			
				聴　　聞			
				監督処分			
				是正完了			

様式第５号

現　地　調　査　カ　ー　ド

実施年月日		年　月　日(　)　時　分～　時　分（調査員 職　　氏名　　）	
違反の場所			
違反行為者の住所・氏名		住所 氏名	
調査項目		調　査　結　果	資　料　等
所在地		市 町　　字 村	都市計画図、登記事項証明書、公図等
区域区分		市街化区域･市街化調整区域･非線引都市計画区域･準都市計画区域･区域外	
開発区域の規模		㎡	設計図、計画図、現地測量図、図上で測量
建築物の規模		建築面積　　㎡　、延面積　　㎡	設計図､平面図等
建築物の構造		造　　階建	
目的（用途）			現地の事業主、工事施工者、看板、チラシ等
工事進捗度（着工時期）		工事進捗約　　％（工事着工時期　　年　　月）	
周辺の状況			開発区域周辺の住宅・工場等の立地状況、市街化区域からの距離等
技術基準上の問題	公共施設の設置状況		道路(接道、区域内等)、排水施設、消防施設、給水施設等
	安全・防災措置		地盤、崖崩れ、擁壁、危険地域の有無等（災害発生の危険性）
	環境保全		表土保全、緩衝帯等
写　真　撮　影		※日付入りとすること。建築物の用途、構造等が判明できるよう工夫すること。	

様式第６号

番　　号
年　　月　　日

様

福島県　　建設事務所長　　印

違反開発行為等に係る聞き取りについて（通知）

下記の行為は、　　第　　条第　　項　　の規定に違反しており、これについて、あなたからの事情を伺いたいので以下の期日に来庁してください。

記

１　違反場所

２　違反行為

３　違反内容

４　来庁願いたい期日

年　　月　　日　　時　　分

なお、上記期日に来庁できない場合は、あらかじめご連絡ください。

（事務担当　　電話　　）

様式第７号（１／３）

事　情　聴　取　カ　ー　ド

日　　時	年　月　日(　)　時　分～　時　分（調査員 職　　氏名　　）	
出頭者の住所・氏名	住　所 氏　名	
聴取項目	出　頭　者　の　発　言　内　容	根拠資料
1.所在地	市 町　　字 村	公図、登記事項証明書
2.土地所有者住所・氏名	住　所 氏　名	登記事項証明書、課税台帳、売買契約書、領収書等
3.建物所有者住所・氏名	住　所 氏　名	
4.登記名義人と2,3が異なる場合理由		売買契約書等
5.開発行為者住所・氏名	住　所 氏　名	工事請負契約書、登記原因証書、登記申請書添付書類等
6.建築行為者住所・氏名	住　所 氏　名	
7.造成工事施行者住所･氏名	住　所 氏　名	
8.建築工事施行者住所･氏名	住　所 氏　名	
9.開発目的		設計図、計画図、現地測量図等
10.建築物の用途		

様式第７号（２/３）

11.建築物の使用者住所・氏名	住　所 氏　名	契約書等
12.使用者と所有者が異なる場合理由		
13.建築物設計者住所･氏名	住　所 氏　名	契約書等
14.手続き関係	都市計画法 建築基準法 農　地　法	許可申請書､許可証等
15.手続代理人住所・氏名	住　所 氏　名	
16.土地建物売買･賃貸借仲介者住所･氏名	住　所 氏　名	
17.元土地所有者住所･氏名	住　所 氏　名	
18.工事期間	年　月　日～　年　月　日	
19.経　緯		

様式第７号（３/３）

20.違反行為を行った理由		
21.法による制限に関する知識		
22.是正意思		
23.是正計画		
24.その他		

以上の内容に相違ありません。

年　　月　　日　　住　所

氏　名

様式第８号の１

番　　号
年　　月　　日

様

福島県　　建設事務所長　　印

違反開発行為等に係る質問について（通知）

下記の行為は、　　第　　条第　　項　　の規定に違反しており、これについて、あなたから事情を伺うため　　年　　月　　日付け　　第　　号により通知したところですが、来庁されませんでしたので、別紙質問書に記載のうえ　　年　　月　　日までに来庁のうえ持参してください。

なお、やむを得ず来庁できない場合には、記名押印又は署名のうえ返送してください。

記

１　違反場所

２　違反行為

３　違反内容

（事務担当　　電話　　）

様式第８号の２（１/３）

質　問　書

質問事項	回答いただきたい欄	備　考
1.所　在　地	市 町　　字 村	※処分権者が記載のこと。
2. 土地所有者を教えて下さい。	住　所 氏　名	
3. 建物所有者を教えて下さい。	住　所 氏　名	
4.登記名義人と 2,3 が異なる場合、その理由を教えてください。		
5.土地の造成主(造成工事発注者)を教えて下さい。	住　所 氏　名	
6.建築主(建築工事発注者)を教えて下さい。	住　所 氏　名	
7.造成工事施行者(工事請負者)を教えてください。	住　所 氏　名	
8.建築工事施行者(工事請負者)を教えてください。	住　所 氏　名	
9.造成工事の目的を教えてください。		
10.建築物の用途目的、使用方法を教えてください。		
11.建築物の使用者を教えてください。	住　所 氏　名	

様式第８号の２（２/３）

質問事項	回答いただきたい欄	備考
12.土地又は建物の使用者と所有者が異なる場合､その理由を教えてください。		
13.建築物の設計者を教えてください。	住　所 氏　名	
14.手続き関係について教えてください。	都市計画法の許可は（得ている・得ていない） （許可を得ている場合 許可年月日:　　年　月　日　許可番号　　号）	
	建築確認申請は（している・していない） （申請している場合 申請年月日:　　年　月　日　建築確認年月日:　年　月　日）	
	農地法の許可は（得ている・得ていない） （許可を得ている場合 許可年月日:　　年　月　日　許可番号　　号）	
15.手続代理人を教えてください。	住　所 氏　名	
16.土地建物売買又は賃貸借仲介者を教えてください	住　所 氏　名	
17.元土地所有者を教えてください。	住　所 氏　名	
18.工事時期を教えてください		
19.経緯を教えてください。		

様式第８号の２（３/３）

質問事項	回答いただきたい欄	備考
20.違反行為を行った理由を教えてください。		
21.都市計画法、建築基準法など法に基づく規制があったことを知っていましたか。		
22.是正の意思はありますか		
23.是正方法、時期等を教えてください。		
24.その他(特に表明したいことがあれば記入してください。)		

以上の内容に相違ありません。

年　　月　　日　　住　所

氏　名

様式第９号

番　　号
年　　月　　日

様

福島県　　建設事務所長　　印

違反開発行為等の是正について（通知）

あなたの　　市町村　　の開発行為は、　　第　　条第　　項　　の規定に違反しているので、直ちに下記のとおり措置してください。

なお、これに従わない場合には、都市計画法第８１条第１項の規定により監督処分をすることもあるので申し添えます。

記

１　違反場所

２　違反行為

３　違反内容

４　指導措置及び期限等

（事務担当　　電話　　）

様式第１０号

是　正　計　画　書

年　　月　　日

福島県　　建設事務所長

住　所

氏　名

下記の　　第　　条第　　項　　に違反している行為については、別紙のとおり是正いたします。
なお、是正が完了した場合には、直ちに報告いたします。

記

1　違反場所

2　違反行為

3　違反内容

（注）１．法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
　　２．別紙は、少なくとも是正方法、是正工程及び是正完了期限について記載する内容とすること。

様式第１１号

是　正　措　置　勧　告　書

番　　号
年　　月　　日

様

福島県　　建設事務所長　　印

あなたの　　市町村　　の開発行為は、　　第　　条第　　項
の規定に違反しているので、直ちに下記のとおり措置することを勧告します。

なお、この勧告に従わない場合には、都市計画法第８１条第１項の規定により監督処分をすることもあるので申し添えます。

記

１　違反場所

２　違反行為

３　違反内容

４　勧告する措置及び期限等

（事務担当　　電話　　）

様式第１２号

是　正　措　置　勧　告　書

番　　号
年　　月　　日

様

福島県　　建設事務所長　　印

あなたの　　市町村　　の開発行為は、　　第　　条第　　項
の規定に違反しているので、都市計画法第８０条第１項の規定により、直ちに下記のとおり措置することを勧告します。

なお、この勧告に従わない場合には、都市計画法第８１条第１項の規定により監督処分をすることもあるので申し添えます。

記

１　違反場所

２　違反行為

３　違反内容

４　勧告する措置及び期限等

（事務担当　　電話　　）

様式第１３号

番　　号

住　所

氏　名

あなたが　　（市・町・村）　　において（約　　平方メートルの開発行為をしたことは・延面積約　　平方メートルの　　を建築・　　したことは）第　　条第　　項　　の規定に違反しているので、同法第８１条第１項の規定により（下記のとおり命ずる・　　年　　月　　日付け　　第　　号の許可を取り消す）。

年　　月　　日

福島県　　建設事務所長　　印

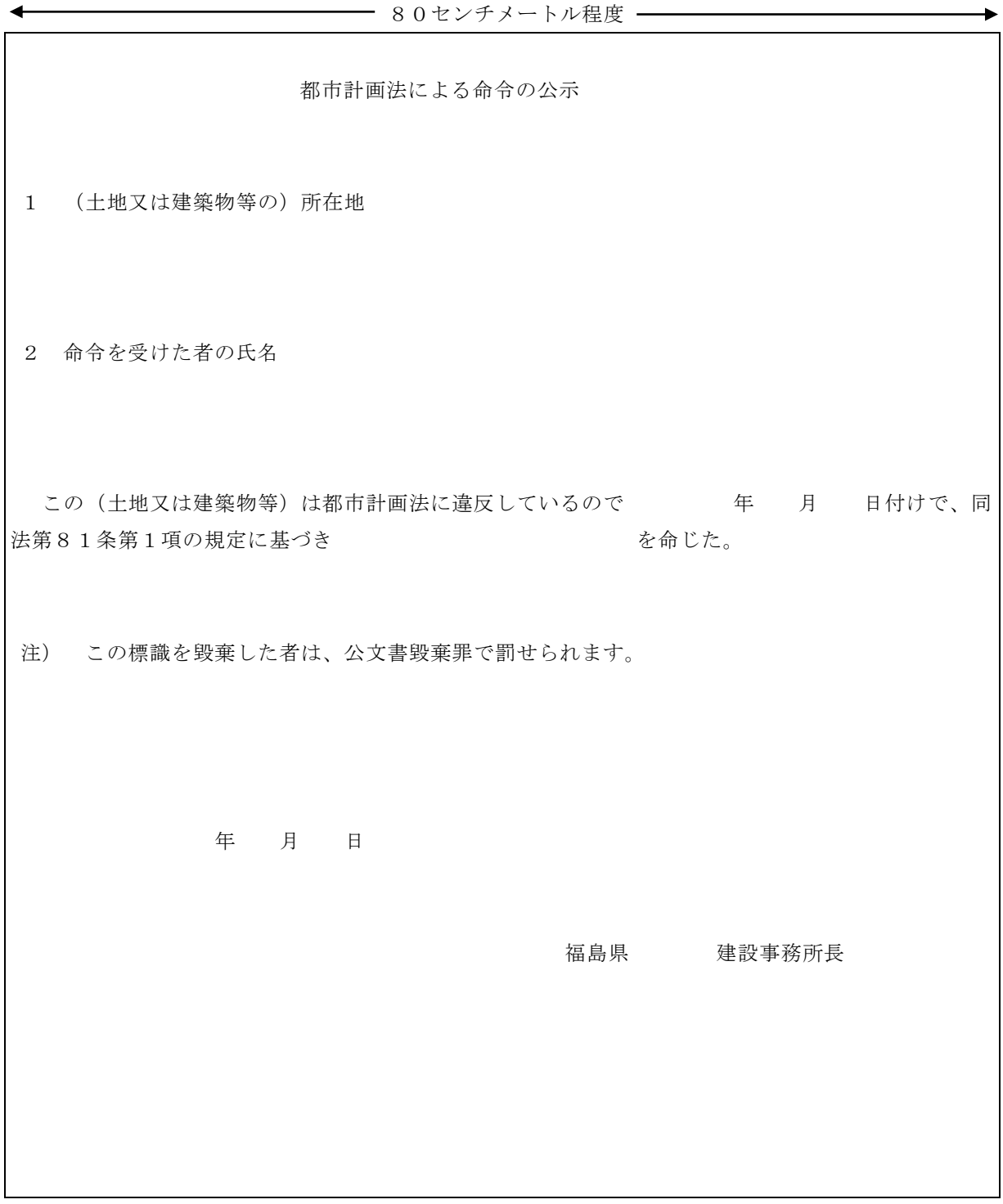
記

（教　示）

１　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、福島県開発審査会に対し、審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、福島県を被告として、提起しなければなりません。ただし、この処分について１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません。

様式第１４号



都市計画法による命令の公示

１　（土地又は建築物等の）所在地

２　命令を受けた者の氏名

この（土地又は建築物等）は都市計画法に違反しているので　　年　　月　　日付けで、同法第８１条第１項の規定に基づき　　を命じた。

注）　この標識を毀棄した者は、公文書毀棄罪で罰せられます。

年　　月　　日

福島県　　建設事務所長

様式第１５号

番　　号
年　　月　　日

様

福島県　　建設事務所長　　印

都市計画法施行に係る協力について（依頼）

このことについて、下記により行われている開発行為は、　　第　　条第　　項　　の規定に違反しており、別紙のとおり処分しましたので、当該土地・建物への（水道・電気・ガス）の供給の申し込みがあった場合には、別に連絡するまでの間、承諾を保留するようお願いします。

なお、この件について受窓口等でトラブルが生じた場合には、本職で対応いたしますので申込者に対しては本職に問い合わせるようお伝え願います。

記

１　開発行為場所（位置図等添付）

２　行為者の住所・氏名

３　予定建築物の用途

（事務担当　　電話　　）

様式第１６号

番　　号

住　所

氏　名

都市計画法第８１条第１項の規定により、　　年　　月　　日付け　　第　　号により
（市・町・村）　　の開発行為の
を命じていたものであるが、違反が是正されたものと認めるので命令を解除する。

年　　月　　日

福島県　　建設事務所長　　印

様式第１７号

番　　号
年　　月　　日

様

福島県　　建設事務所長　　印

都市計画法施行に係る供給停止依頼の解除について（依頼）

このことについて、　　年　　月　　日付け　　第　　号により、下記の者に対する供給の停止を依頼していたところですが、違反が是正されましたのでこれを解除してください。

記

１　開発行為場所（位置図等添付）

２　行為者の住所・氏名

３　予定建築物の用途

（事務担当　　電話　　）

様式第１８号

告　発　状

告　発　人　住所・官職・氏名
被告発人　住所・氏名

右被告発人に対し都市計画法第　　条第　　項違反容疑により左記のとおり告発いたします。

記

一、違反事実（具体的に）

二、適用法案

三、参考事項

（一）告発に至るまでの経過及び措置

（二）情状等（必要な場合）

（三）添付書類（現地写真、命令書写し・図面等）

年　　月　　日

右告発人

官職・氏名

警察署長　様

６．福島県都市計画法第３４条第１１号に基づく区域指定等に係る運用指針

平成２１年　４月　１日
改正　平成２２年１０月１９日
改正　令和４年１２月２８日
福島県土木部都市計画課

この指針は、都市計画法（昭和４３年法律第１００号。以下「法」という。）第３４条第１１号の規定に基づき、福島県都市計画法施行条例（平成１１年福島県条例第７６号。以下「条例」という。）第３条及び第４条の規定により知事が指定する土地の区域指定（以下「区域指定」という。）にあたっての具体的な考え方と手続きをまとめたものです。

区域指定については、地域の実情に応じて行うことが望ましいとの考えから、市町村の長の申出によることとしていますが、この申出は、法及び条例の趣旨を踏まえたものであって、かつ、当該区域の住民の合意が得られているものである必要があります。

以上のことを前提に、県ではこの申出を尊重して区域指定を行うこととしています。

１　条例の趣旨

平成１２年の法改正により、市街化調整区域内における開発許可基準の見直しが行われ、市街化区域に隣接又は近接する区域におけるコミュニティの維持や社会情勢・地域の実情に応じた開発を可能にしようという考えから法第３４条第１１号が規定されました。

県では、この法改正に伴い、単なる規制緩和ではなく、新しい時代に対応した市街化調整区域の土地利用のあり方はどうあるべきかという観点からの検討を行い、以下の理念及び基本方針を掲げました。

《理　念》

①地域社会（コミュニティ）の維持・再生
②美しく活力のある田園地域の形成

《基本方針》

①低・未利用地の活用により定住と地場産業等の振興を図り、「活力ある地域社会（コミュニティ）の形成」に努める。
②建築物の用途等を限定的に定め、「スプロールの防止」に努める。
③自然環境と共生する健康的で「ゆとりある居住環境の形成」に努める。
④市街化調整区域内の自然環境の中に広がる「良好な田園環境の保全」に努める。

したがって、平成１８年の条例改正により追加された条例第３条及び条例第４条の解釈・運用は、これらの理念及び基本方針を踏まえて行うこととしています。

また、令和２年６月に成立した「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」においては、近年の激甚化・頻発化する自然災害への対策として、都市計画法の開発許可制度が見直されることとなりました。特に被害の大きかった市街化調整区域に関しては、市街化調整区域内でも特例的に開発を認めてきた法第３４条第１１号等に係る区域から災害のおそれのある区域を除外する改正法が令和４年４月１日から施行され、条

例もそれに伴い法及び都市計画法施行令（昭和４４年６月１３日政令第１５８号。以下、「政令」という。）の基準と同様に災害のおそれのある区域を条例区域から除外する内容の改正を行いました。

２　区域指定の基準

(1)　距離要件等

[redacted]

【第３４条】　（略）

十一　市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であって……

[redacted]

【第３条】　法第３４条第１１号の規定により指定する土地の区域は、市街化区域（工業専用地域を除く。以下同じ）に隣接する土地の区域又は市街化区域に近接する土地の区域（当該土地の区域と当該市街化区域の距離が規則で定める距離以内である土地の区域に限る。）であって……

[redacted]

【第２条】　福島県都市計画法施行条例第３条第１項の規則で定める距離は、１キロメートルとする。

２　前項の距離は、土地の区域から市街化区域までの経路のうち、最も合理的な経路として認められる経路により算出するものとする。

市街化区域に近接しているかどうかについては、市街化区域からの距離をもって判断することとしています。他県においては、主な移動手段が自動車であること等から距離要件を設けない例も見られますが、本県では無秩序な開発を防止するために距離要件を設けることとし、従来から「近接」の判断基準としていた１㎞を要件とすることとしました。

ただし、建築物が連たんしているにもかかわらず、１㎞の内外で異なる取扱いをすることは適当でないことから、区域の一部が市街化区域から１㎞以内にあれば、その区域全体を指定できるものとします。

市街化区域からの距離は、市街化区域との境界線からの直線距離によって測定するのではなく、現存し、かつ、合法的に通行が可能な道路によって測定することとします。この道路は必ずしも自動車が通行可能なものに限るものではなく、また、公道・私道の別も問いませんが、地図に記載されていても現存しない道路は該当しません。

自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成しているかどうかについては、地形・地勢・地物等の状況や文教・公益・利便・交通施設等の利用状況等に照らし、総合的に判断します。一応の目安としては、市街化区域と同一の市役所（町村役場）の支所・出張所の管轄区域内にあることや同一の小学校区内にあるといったことが考えられますが、河川・山林・高速道路等により明らかに日常生活圏が分断されている場合には該当しません。

なお、工業専用地域については、住宅や物品販売店舗等の建築が規制されており、一体的な日常生活圏を構成しているかどうかの判断には馴染まないことから、市街化区域からの距離の測定にあたっては除外

することとしています。

(2) 連たん要件

[redacted]

【第３４条】 （略）

十一　おおむね５０以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域のうち……

[redacted]

【第３条】 （略）

一　土地の区域内の敷地間の距離が５０メートル以内である建築物が４０以上連たんしていること。

連たん要件を設けている趣旨は、建築物が一定程度集積している区域にあっては公共施設の整備もある程度進んでおり、開発行為を容認していくことが新たな公共投資を要する可能性を生じさせるものではないという考えによるものです。

ここでいう「建築物」には、車庫・物置等の附属建築物は含みません。

連たん数については、法律では「おおむね５０以上」としていますが、県では「４０以上」として取り扱うこととし、連たんしているかどうかについては、敷地間の距離が５０m以内であるかどうかにより判断することとします。

なお、連たんしている建築物には住宅以外のものや市街化区域に存するものも含みますが、その過半が住宅以外のものであるような場合や市街化区域に存するような場合には、条例の趣旨に照らして区域指定の適否を慎重に判断することとします。

(3) 道　路

[redacted]

【第３条】 （略）

二　土地の区域内に規則で定める幅員以上の道路が適当に配置されており、かつ、当該道路が当該土地の区域外の規則で定める幅員以上の道路に接続していること。

[redacted]

【第３条】 条例第３条第１項第２号の土地の区域内の道路の幅員は、６メートル(建築基準法(昭和２５年法律第２０１号)別表第２(い)項第号に規定する住宅(自己の居住の用に供する一戸建ての住宅に限る。)の建築の用に供する目的で行う開発行為が見込まれる土地の区域内の道路にあっては、４メートル)とする。

２　条例第３条第１項第２号の土地の区域外の道路の幅員は、６．５メートルとする。

上記のように、指定する区域は公共施設の整備がある程度進んでいることを前提としていることから、一定程度の道路が現に存することを要件としたものです。

区域内の道路の幅員は６ｍ以上を原則としていますが、想定される建築物が一戸建て住宅の場合、通行量の増加はさほど見込まれないことから４ｍでも差し支えないものとして取り扱います。また、現状で基準を満たさない場合でも、将来的に基準を満たすことが可能な用地が確保されていれば、区域指定の対象とします。

ただし、開発許可等に際しては、建築物を建築する時点において敷地の一辺以上が現に基準を満たす道路に接続していることを条件とします。道路は市町村等が整備したものであっても、申請者自らが開発行為の一部として築造するものであっても差し支えありませんが、都市計画法施行令に定める幅員、構造基準を満たすことが必要です。

なお、敷地が位置条件等から、やむを得ず路地状敷地となる場合には、路地状部分の幅員は、「ゆとりある居住環境の形成」に努めるため、３ｍ以上とします。

また、いわゆるセットバック方式についても、将来的に道路整備の必要性を生じさせる可能性があることから、許可対象とはしないこととします。

(4) 排水施設

[redacted]

【第３条】 （略）

三　土地の区域内の排水路その他の排水施設が、当該土地の区域内の下水道法（昭和３３年法律第７９号）第２条第１号に規定する下水を有効に排出するとともに、その排出によって当該土地の区域及びその周辺の地域に溢水による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。

(3)と同様の趣旨から、区域指定により可能となる開発行為等によって増加が予想される下水を処理できるかどうかを要件としたものです。

既存の下水道や農業集落排水施設で対応可能な場合のほか、下水道等が未供用の区域であっても、近い将来に供用が予定されている区域については区域指定の対象とします。

なお、下水道等の整備が予定されない区域にあっても、合併処理浄化槽による処理について住民の合意等があり、排水先が適切に確保されている場合には区域指定の対象とします。

(5) 給水施設

[redacted]

【第３条】 （略）

四　土地の区域内の水道その他の給水施設が、当該土地の区域について想定される需要に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置されていること。

(4)と同様に、区域指定により可能となる開発行為等によって増加が予想される需要に対し、既存の給水施設で対応できるかどうかを要件としたものです。

(6) 除外すべき区域

[redacted]

【第３４条】　（略）

十一　政令で定める基準に従い、都道府県の条例で指定する土地の区域……

[redacted]

【第２９条の９】　……法第３４条第１１号（法第３５条の２第４項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準は、同号の条例で指定する土地の区域に、原則として、次に掲げる区域を含まないこととする。

一　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第３９条第１項の災害危険区域

二　地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項の地すべり防止区域

三　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和４４年法律第５７号)第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域

四　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項の土砂災害警戒区域

五　特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項の浸水被害防止区域

六　水防法（昭和２４年法律第１９３号）第１５条第１項第４号の浸水想定区域のうち、土地利用の動向、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を勘案して、洪水、雨水出水（同法第２条第１項の雨水出水をいう。）又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

七　前各号に掲げる区域のほか、政令第８条第１項第２号ロからニまでに掲げる土地の区域

【第８条】　（略）

二

ロ　溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域

ハ　優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域

ニ　優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域

[redacted]

【第３条】　（略）

五　土地の区域内に政令第２９条の９各号に掲げる区域が含まれていない土地の区域であること。ただし、相当の安全性が確保されている土地の区域として知事が認めるものについては、この限りでない。

条例第３条第１項第５号の規定の趣旨は、災害のおそれのある区域等、開発を許容することが適当でない区域は指定区域に含めてはならないこととしたものです。

条例で指定する土地の区域については、近年の市街化調整区域での浸水被害や土砂災害が多く発生していることを踏まえ、災害リスクの高いエリアを除外することが法令上明確化されたため、原則として、政令第２９条第１号から第６号までに掲げる区域として、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、浸水被害防止区域、浸水想定区域等を含まないこととします。

また、政令第２９条の９第７号に掲げる政令第８条第２号ロから二に掲げる区域として、災害の発生のおそれのある土地の区域、優良な集団農地など長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域及び優れた自然の風景を維持する等のため保全すべき土地の区域を含まないこととします。具体的には、津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害特別警戒区域、農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号。以下「農振法」という。）に規定する農用地区域（以下「農用地区域」という。）、農地法（昭和２７年法律第２２９号）に基づく農地転用が見込まれない農地（甲種農地及び第１種農地）、森林法（昭和２６年法律第２４９号）に規定する保安林等は含まないこととします。

なお、ただし書きは、政令２９条の９各号に掲げる区域のうち、その災害リスクが解除されることが決定されている区域等については、相当の安全性が確保されている土地の区域として知事が認めるものとして、例外的に条例区域に含むことを可能としたものです。

ただし書きの運用については、令和３年４月１日付け国都計第１７６号通知を参考にするとともに、地域の状況によって個別具体的な判断を行う必要があることから、実際の運用に当たっては、福島県（都市計画課）と市町村（中核市及び開発許可全部事務処理市を除く）との協議により、その具体的な運用方法を区域ごとに定めるものとします。

また、農地や自然公園等、他の法令による規制が存する区域を含む区域を指定しようとする場合にも、担当部局との事前調整が必要です。

(7)　地区計画の策定

[redacted]

【第３条】　（略）

六　土地の区域が法第１２条の５第８項の規定により地区整備計画を定めることを要しない区域又はその一部であって、当該土地の区域に係る地区計画に関する都市計画が定められ、又は確実に定められると見込まれること。

区域指定により、新たな開発行為等が可能となり、また、新たな住民の流入も見込まれることから、地域のあり方について住民の合意が形成されていることが必要です。

本県では、行政や一部の土地所有者のみの考えによることなく、都市計画決定の手続を通して合意形成が図られるよう、都市計画法上の地区計画が定められていることを指定の要件としています。

ここで求める地区計画は、①地区計画の目標と②区域の整備、開発及び保全の方針、を内容とするものです（注）。必ずしも申出の時点までに計画が決定されていることは要しませんが、少なくとも県との事前協議は了している必要があります。

なお、地区計画に加えて、住民が主体となった建築協定や景観協定等が締結されることがより望ましいと考えます。

（注）都市計画法上、地区計画には①②に加え、③道路、公園その他の施設及び建築物等の整備並びに土地の利用に関する計画（「地区整備計画」）を定めることが原則となっていますが、地区整備計画を定めた場合、当該計画に適合する開発行為等は条例によることなく、法第３４条第１０号の規定により許可が可能となります。

地区整備計画は道路等の整備計画や建築物等の制限等を内容とするものですので、策定には困難も予想されますが、条例による指定要件を満たしていてもより計画的な整備を目指す区域や、そもそも指定要件を満たさない区域にあっては、整備手法の１つとして地区整備計画の策定について検討することも考えられます。

なお、この地区計画を定める手続きは、住民又は利害関係人から申出があった場合の手続きに準じる必要はありません。

(8) 都市計画マスタープランとの関係

この制度は、市街化を抑制すべき区域という市街化調整区域の基本的性格を踏まえた上で、コミュニティの維持等のため一定の開発行為等を許容しようというものです。

したがって、都市計画区域マスタープラン及び市町村マスタープランにおいて明確に保全すべき区域として位置付けられている区域以外は、区域指定の検討対象となり得ます。

(9) 区域の境界

条例では区域の定め方は規定していませんが、条例の趣旨から、将来的にいわゆる「ミニ開発」や区域の拡張を招くような定め方は適当ではありません。このことを踏まえ、区域の境界は以下により定めることとします。

○　連たんしている建築物の敷地の端を結ぶ線を基本とし、道路からの奥行きが３０ｍまでの範囲内に存する地形・地物によることを原則とする。

ただし、想定される予定建築物の用途に応じ必要と認められる場合には５０ｍまでの範囲内とする。

○　連たんの端部に存する建築物の敷地からの拡張は認めない。

ただし、当該敷地の境界から３０ｍ以内に現に基準を満たす道路が存する場合には、この限りではない。

3　区域指定の手続

(1)　区域指定の申出

[redacted]

【第３条】　（略）

２　前項の規定による土地の区域の措定（以下「区域指定」という。）は、市町村の長の申出により行うものとする。

条例では、区域指定は市町村長の申出により行うことのみを定めていますが、この手続きについては、「福島県都市計画法第３４条第１１号に基づく区域指定等に係る手続要綱」により行って下さい。

なお、区域指定にあたっては住民の合意形成や関係機関との事前調整が不可欠です。

ア　原案の作成

地域からの要望等に基づき、指定を受けようと考える区域の原案を作成します。

イ　関係機関との調整

条例の趣旨に適合しているかの確認や他法令との整合を図るため、建設事務所や農林事務所等との調整を行ってください。

ウ　事前協議

関係機関との調整を了した申出案について、建設事務所を経由して都市計画課に対し事前協議を行ってください。都市計画課では、建設事務所と合同で市町村に対するヒアリングを行うとともに、必要に応じ庁内関係部局との調整を行います。

エ　住民への周知・合意の形成

便宜上ここに記載しましたが、以上の手続の中で必要な都度行うことが必要です。

方法としては住民説明会の開催や広報紙の活用、地区計画についての公聴会に併せて住民の意見を聴く機会を設けることなどが考えられます。

オ　指定の申出

申出案について都市計画課との協議を了し、かつ、地区計画決定の見通しがついた後、建設事務所長を経由して知事に区域指定の申出を行います。

(2)　区域指定案の公告

[redacted]

【第３条】　（略）

３　知事は、区域指定をしようとするときは、あらかじめその旨を公告し、その区域指定の案（以下「指定案」という。）を公告の日から２週間公衆の縦覧に供しなければならない。

知事は、市町村長の申出に基づき区域指定の案を作成し、県報で公告します。

併せて、図面を含む指定案を公告の日から２週間縦覧に供します。

なお、縦覧場所は原則として次のとおりとします。

・都市計画課
・当該市町村を管轄する建設事務所
・当該市役所（町村役場）

(3) 意見書の提出

[redacted]

【第３条】　（略）

４　前項の規定による公告があったときは、当該指定案に係る土地の区域に住所を有する者その他利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、指定案について知事に意見書を提出することができる。

指定案に係る区域に住所を有する者のほか､区域内の土地について所有権を有する者等の利害関係人は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

意見書は住所及び氏名が記載されていれば様式は問いません。

提出先は、都市計画課、建設事務所、市役所（町村役場）のいずれでも差し支えありません。

提出方法は、持参、郵送、ＦＡＸ、電子メールのいずれでも差し支えありませんが、電話による意見提出は受け付けられません。

建設事務所又は市役所（町村役場）に意見書が提出された場合には、縦覧期間満了後速やかに原本を都市計画課あて送付してください。

(4) 開発審査会からの意見聴取

[redacted]

【第３条】　（略）

５　知事は、区域指定をしようとするときは、あらかじめ、福島県開発審査会の意見を聴かなければならない。この場合において、知事は、前項の規定による意見書の提出があったときは、その要旨を福島県開発審査会に提出しなければならない。

縦覧期間満了後、知事は区域指定案について福島県開発審査会の意見を求めます。

縦覧期間中に意見書の提出があった場合には、その要旨を審査会に提出し、審議の参考としてもらいます。

なお、必要に応じ市町村職員の審査会への出席を求めることがあります。

(5) 区域指定の告示

[redacted]

【第３条】　（略）

6　知事は、区域指定をするときは、その旨及びその区域を告示し、その関係図書を公衆の縦覧に供しなければならない。

7　区域指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

開発審査会から差し支えない旨の意見があった区域について、知事は指定をするとともに、県報で告示します。

併せて、図面を含む関係図書を市役所（町村役場）、当該市町村を管轄する建設事務所及び都市計画課に備え付け、縦覧に供します。

(6)　区域指定の変更及び廃止の手続

[redacted]

【第３条】　（略）

8　第３項から前項までの規定は、区域指定の変更及び廃止について準用する。

区域の拡張・縮小及び廃止も、指定の場合に準じた手続により行います。

ただし、客観的な事情の変化等により縮小又は廃止が必要と認められる場合には、市町村長の申出によることなく、縮小又は廃止を行うことがあります。

4　予定建築物等の用途等

指定区域内で建築が可能となる予定建築物等の用途等は、一戸建ての専用住宅及び兼用住宅、知事が特に指定する建築物の用途です。

なお、従来から建築が可能であった建築物（農家住宅や分家住宅等）について、条例に基づく規制が課せられることはありません。

(1)　専用住宅及び兼用住宅

[redacted]

【第２条】　法第３３条第４項の規定による敷地面積の最低限度は、当該敷地が次条第１項の規定により指定される土地の区域に存し、かつ、当該土地に係る建築物の用途が第４条第１項第１号に規定する用途である場合に限り、３００平方メートルとする。

【第４条】　法第３４条第１１号の規定による用途は、次に掲げる用途以外の用途とする。

一　次に掲げる要件に該当する建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第２(い)項第１号に規定する住宅（自己の居住の用に供する一戸建ての住宅に限る。）又は同項第２号に規定する住宅（自己の居住の用に供する一戸建ての住宅であって、当該住宅の居住の用に供する部分を自己の居住の用に供するものに限る。）の用途

ア　容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）が１０分の５以下であること。
イ　建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）が１０分の３を超えないものであること。
ウ　敷地面積が５００平方メートル以下であること。
エ　高さが１０メートル以下であること。

住宅については、定住促進及び居住環境の観点から、自己居住用かつ一戸建てのものに限り許可の対象とします。貸家・アパート等や長屋等は許可の対象となりません。

住宅と事務所・店舗等を兼ねるものについては、居住部分が延べ面積の１／２以上であって、かつ、居住部分以外の床面積が５０㎡以下であれば許可の対象となります。

これらの建築物の敷地面積は、３００㎡以上５００㎡以下であることが要件です。

容積率及び建ぺい率の制限は住宅についてのみ適用することとし、附属建築物については、車庫は４５㎡以内、物置等は一の用途につき３０㎡以内を基準として判断します。

(2)　知事が特に指定する用途

[redacted]

【第４条】　（略）
二　区域指定に係る土地の区域ごとに知事が特に指定する用途
２　前条第２項から第８項までの規定は前項第２号の規定による用途の指定、変更及び廃止について準用する。

住宅以外であっても、地域の実情等により特に必要と認められる建築物がある場合には、許可の対象とすることができるとする規定です。

建築物の用途は、条例の趣旨に適合するものであることが必要です。例えば、主として指定区域の住民が生産する農産物の共同直売所や伝統工芸品の展示即売所等はこれに該当するものと考えられますが、コンビニエンスストアやショッピングセンター等は該当しません。

なお、建築物の敷地面積や床面積についての制限が必要と認められる場合には、用途指定と併せて定めることとします。

用途指定は、区域指定の手続を準用して行うこととしていますので、市町村長の申出が必要です。用途指定の申出は区域指定の申出と併せて行っても差し支えありません。